



○中島国務大臣 今、前段におつしやいました現行の教員養成・免許制度の基本理念、これは四項目とも五項目とも言えますけれども、先生のおつしやった大綱は今後とも遵守してまいりたい、また、これは法律によるものである、このように考えます。

○中西(續)委員 そこで、教育職員の資格と免許に関する基本的事項を定めておる現行の教育職員免許法、五章二十二条と附則から見ておるものでありますけれども、この免許法は、先ほど私たち申し上げた五つの原則、この点、先ほどから確認をしていただきましたけれども、そこで、今回の法改正というのはその趣旨に沿ってなされたものであると解してよろしいですか。

○中島国務大臣 全くその趣旨に沿つておると考えております。

○中西(續)委員 そこで、私は具体的にそれぞれの内容について細かくお聞きをしていきたいと思つています。

今回の場合、この内容を見ますと、普通免許状を学歴によって三段階に分けたり、大学で修得すべき単位数の引き上げをしたり、教員の教職の専門性を強調する考え方方が非常に目立つております。ところが、教員免許を持つておらない者を非常勤講師として認めたり、あるいは特別免許状を創設するというようなことで、教職の知識がなくとも特定の知識経験があれば教員としての資格を認めるというような考え方方に立つておるところも解をすればいいのか、この点についてお答えください。

○倉地政府委員 三種類の免許状を設けまして、特に専修免許状を新しく創設したわけでございますけれども、専修免許状は、修士課程などにおいて深く学識を積まれたという方々について学校へ招致するという観点があるわけでございまして、これは専門職制の一層の確立という点から見ても極めて意味のある制度ではないかというふうに考える次第でございます。また同時に、学校の

現場におきまして研修を積みつつさらに他の種類の免許状を取るという観点から考えますと、一定の単位を修得されて専修免許状を取るというこ

との道があるわけでございますので、現職研修の重視という観点からも非常に意味のあることではないかというふうに考える次第でございます。

また、特別免許状とかいわゆる特別非常勤講師の関係の問題でございますが、これは現在の学校教育の現状とか多様化の状況に対応いたしましたて、できるだけ幅の広い人材を教育界へ誘致したいという考え方に基づいた制度でありますけれども、これも、先ほど私は三原則と申し上げましたけれども、その原則を尊重しつつ、その原則との調和の限りにおいて極めて限定したものとして設けている制度でございまして、そうした従来の尊重すべき基本的理念とは矛盾することにはなっていないといふふうに考えている次第でございます。

○中西(續)委員 今お答えありました幅広い人材をということで、教職経験なり、あるいはそうした資格を持たない人を登用するというこのことが極めて限定をされておるということを言われたわけでありますけれども、このことについてはまた後ほど細かくお聞きをさせていただくことにいたしまして、次に入りたいと思います。

そこで、普通免許について、先ほどから出ておりました現行の一級、二級の二種類から、新たに改正をいたしまして専修、一種、二種、こういう三種類に細分化してきたわけでありますけれども、この目的今まででは一級、二級で事足りておつたし、あとずつと見ましても、特別この制度を変えて、それは、学歴によって短大卒二種、そして学卒資格としておりまして、教員として期待される資質能力としては標準的な水準のものというふうに位置づけられている次第でございまして、二種免許状は短期大学卒業程度を基礎資格といたしまして、一種免許と比較した意味では、なお一層研さんが必要があるということとして位置づけられています。

こうした三種類の免許状を設けまして、専修免許状については、先ほど申し上げましたように高

度の資質能力を備えた方を学校へお迎えすると同時に、教員の自発的な研修を奨励するということで、一種の方についても専修免許をお取りいただく道もあるということがある次第でございます。

二種の方については、なお一層研さんが必要であるということござりますので、法律の中にわざわざ一種免許状をお取りいたぐよう努力義務

規定なども設けまして一層の研さんをお願いするということでのこのような三種類の免許状になつてゐる次第でございます。

○中西(續)委員 私は、先ほども申し上げましたように、現行の制度の中で特別こういうものを設けなくてはならないという理由がどうしても今の答弁では納得できない。今ある制度を十分内容的に把握をして、言われるよう、例えば、専修で

すからこれはもう修士課程を卒業した人ということがありますけれども、現在だつてそことなるわけであります。それで、この三種類の免許状はいずれも教諭の免許状でありますので、担当し得る教育活動には別に変わったところはないというふうに考えておる次第でございます。

○中西(續)委員 今言われるところでは、三種類に分化したということは、幅広い人材、そして二種から一種へ、あるいは一種から専修へ、というふうに、言葉を使わせていただくなれば、上進ということがあることによって向上への努力、そういうものを考えてこのような専修などという今までになかったものをここに取り入れたということになります。そこら、もうちょっと……。

○倉地政府委員 専修免許状でございまして、私はむしろこうすることが逆の意味を、今あなたができないというようなことにはなり得ないので

はないか、こう思つておるわけです。ですから、私はむしろこうすることが逆の意味を、今あなたはお答えにならないけれども、その裏があるので

はないか、こう思つておるわけです。

私はむしろこうすることが逆の意味を、今あなたはお答えにならないけれども、その裏があるので

はないか、こう思つておるわけです。

それは、学歴によって短大卒二種、そして学卒資格としておりまして、教員として期待される資質能力としては標準的な水準のものというふうに位置づけられておる次第でございまして、二種免許状は短期大学卒業程度を基礎資格といたしまして、一種免許と比較した意味では、なお一層研さんが必要があるということとして位置づけられておるさなかであるのに、逆に学校という中にこのよ

し、これを推進、固定化していくのではないかと  
いうことを私は感ずるわけです。

○倉地政府委員 学歴主義という御指摘でござい  
ですから、そうならないためには、むしろ今までの五原則に沿つてつくられた現行内そのことではなかつたかということを私は思うわけなのですけれども、この点はどうですか。

た趣旨は、繰り返しになりますけれども、幅広い範囲から人材を求めるということと、それから、教員の自発的な現職研修を助長するという二点にありますけれども、私ども三種類の免許状を申しますけれども、もう一つ技術的な点について申し述べさせていただきますと、現在、公開制の原則とすることによって大学における教員養成ということを前提としているわけでございます。大学における教員養成ということですと、そこにおきますいろいろな学習の量を客観的にどうやつてはかるかという問題があるわけでございますけれども、これはやはり、修学年限とかそこにおける単位の修得、そういうものによつて測定するのが一番客観的な方法ではないかというふうに考えるわけでございます。そして、そうした観点からも、学歴主義ではございませんで、それどころか、先ほど申し上げたような基礎資格として三種類の免許状を設けるに至つているということでございます。

○中西(續)委員 今のお言葉を聞いておりますと、どうしても、学歴主義的なものがその根っこにあつて、それを合理化するために今まで答弁の原則を堅持をしておるのだといふような言い方で聞こえてくるわけであります。ですから、例えば一種免許状の場合卒業者、そして二種の場合には短大、二年制大学あるいは二年以上大学、こういうように、既に一級、二級ということでそういうものがあつたわけですから、改めてここに上乗せ甘くするよう形というのが、どうしても私たち自身のところを得ないわけなんです。

ですから、この点からいたしまして、私はもう

ちょっととあれしてみたいと思うのです。三段階ということにこだわるわけありますけれども、特に教員相互、職場の中いろいろな物を考えてみると、能力を發揮できる望ましいあり方というのには、こういう段階的なものをつくるとかなんとかいうことはなくて、教育環境だとか人間関係、こういうものが十分保たれるとそういうことがまずな

けれども、こうしたことを十分この法案作成に当たって、あるいは教養審の皆さんがあなう過程を経ながらつくり出してきたこととちょっと異なっていますだけに、文部省はこれを提案する場合、深くそういう検討をされたかどうかといううえをお聞きしたいと思ひますけれども、この点、どうですか。

せんからおわかりいただけないとと思うのだけれども、私たち現場において、よほどそうしたことがある表面に出されて、皆さんの討論の中でそれがなくされるようにしむけていかないと、なかなかかなくななるものじやありません。これが簡単になくなるようだつたら、今の学校といふのは本当に皆さんに期待をするより以上にすばらしいものになつてゐると思う。

申しますと深い信頼感そして尊敬。こういう気持ちが絶えずお互いに職場の中、皆さんの中を通い合うということが今一番大事ではないかな。あるいは問題になつておりますいじめの問題行動などにつきましても、対処するためには学校全体が本当に一本の形にならないとなかなか対応できな  
い。

今多くの学校で対応できない欠陥というのは、人間関係なりそういうものが十分我々が期待をす  
るよう温かくつくり上げられていないというう  
ころに、むしろこういういじめの問題行動なりあ  
るいは管理職の責任逃れなり、そしてそれをいつ  
までも隠ぺいをしておくとか外部には漏らしては  
ならぬとかいろいろなものがたくさんあるわけであ  
す。ところが、お互に人間関係が確立をされて  
信頼感がそこに満ちあふれて、そして尊敬の念が生  
お互いにあるということになれば、そういうもの  
はもう完全にすっ飛んでしまうのです。そして、  
本来私たちが期待をする教師がそこに十分つくら  
れていくのではないかと思うのです。

だのに、こういう三段階が入ってきますと、基  
礎資格によつてそれそれが分けられるわけでありま  
すから、不必要的格差意識だとがあるいは生徒の  
児童、父母対教師との間における関係といふの  
が、つまらぬ学歴偏重が多くの方の中にあります  
ために、今度は逆に父母から教師に対する見方に  
いろいろ偏見を持たせるようになつてくるのです  
ないだらうか。こういうことを考えますだけに、  
教育現場からいたしましても、このような三段階は  
に改めるそのことが無用の混乱を引き起こすので  
はないかということを私は考えるわけであります

に、学校の中がそれを信頼関係によつて運営されるということが非常に大切であるというふうに思ふ次第でござります。

ただ、一つ言わせていただければ、私どもいたしましては、校長のリーダーシップのもとに学校が一つの組織体となつて生き生きとした教育活動を展開させるということが非常に大切なこというふうに考えておる次第でございます。

その中におきまして、三種類の免許状を設けた場合にいろいろと問題が出るのはないかといふ御指摘でござりますけれども、三種類の免許状を設けましても教諭の免許状でありまして、この方々が行う教育活動については何ら差異があるわけではございませんので、そうした観点から見ますと、先生の御指摘のような、危惧をされていくようなことが生ずるというふうには考えてないというふうに思ふ次第でござります。

○中西(補委員) そのようなことは考えてないと言われますけれども、ただ局長あるいは大臣はぜひ理解をしていただきたいと思いますのは、今局長が校長のリーダーシップによつて組織づくりをしてもらいたいということを言われました。これは信頼関係がなければできません。あるいはリーダーシップをとる人に対して尊敬の念を持たなければそこに結集ができる、これはおかしくない。これがかりいただけだと思うのです。だから、このこと私が私は、これがすべてとは言いませんけれども、そういうものを作り上げるについて、これが一つの障害になる可能性があるということ。

これは皆さんの場合には学卒ですし、そういうふうなことがありますから、また現場の経験があつた

それともう一つは、リーダーシップをとらなくちゃならない人が、今問題になつて新聞なんかに出る場合に、必ず問題なのは何かというと、ここにあるのですよ。何かというと、結局自分が全責任、泥をかぶつてもそれを解決していく、そういう人が非常に少なくなつてきてますね。小利口になつてきてますよ。要領がよくなづけていますよ、近ごろは。そうしないとだめ人間にされるから。だからどうかといったら、現場で何もないことが一番いいわけです。積極的な論議を起こしていくって、教育を、そして子供をということでもつて徹底的にやるということにはならぬ。そうすると、かえつて何か不和な状況があるといふことでもつて、むしろ抑え込むような格好になつてしまふのです。できるだけ物事が起ころぬよう気に起こらぬようになると抑えるわけですよ。これが会場における実態ではないかとということを私は感じるのであります。それ以外には今度は、暴力はほんのわぬけれども権力でもつてすべてを抑えていくというやり方しかないわけですよ。その二つが非常に顕著になつてきてるんじゃないかな。

の中のどろどろしたものを経験しておられませんからね。文部省の会議というのは、教育長が出てみたり、課長が出てみたり校長が出てみたりして、表面づらだけを論議するような格好になつちやうのですよ。そこでみずから恥をさらしてもこういふ問題をということで提起をして、本格的な深まつた論議をするかというと、なかなかそういうふうには、時間の問題があるでしよう。それから県のそうした恥を言つてはならないといふこともあるでしよう。そういうものがやはり作用するのです。

ですから、そういうものを少しでも打破していくために、私はこういう制度そのものが果たしてプラスしていくかというと、決して将来そういうふうにはならないだろうと感じますので、この点について、もう少し皆さん方で実態を把握してこうなさつたという何か具体的な資料でもあればお示しいただければと思うのです。その点、どうでしよう。

○倉地政府委員 これは六十一年の春に臨時教育審議会から教員の資質の向上ということで、私も今御提案申し上げている法律の内容にかかることについて御答申があつた次第でございます。その後、教育職員養成審議会におきまして、どのように具体化するかということを一年七ヵ月にわかつて御審議された次第でございます。その中におきましては、いろいろ関係団体の方々の御意見も伺い、またいろいろ学識経験者の方々のお知恵も絞りまして、それで一年七ヵ月後の昨年十二月に御答申があつた次第でございます。

現在の法案の内容は、ほぼその御答申の内容に沿つたものとなつておりますけれども、そうした審議会の御審議の経過を通じましていろいろな方の御意見、また現場のそうした実情についての情報なども十分お考えの上、こうした結論が出されましたものというふうに私ども承知している次第でございます。

○中西(續)委員 そこで、私は教育職員養成審議会委員の名簿を見させていただきました。大変失

礼な言い方ですけれども、本当に現場を御存じの方がこの中で何人いらっしゃるだろかということを、私はこれを見て感じます。ですから、今一年七ヵ月、そして現場のそういうものを十分取り入れたというように言われておりますけれども、自分自身の体面があるでしよう。それから県のそうした恥を言つてはならないといふこともあるでしよう。そういうものがやはり作用するのです。

ですから、そういうものを少しでも打破していくために、私はこのままの制度そのものが果たしてプラスしていくかというと、決して将来そういうふうにはならないだろうと感じますので、この点について、もう少し皆さん方で実態を把握してこうなさつたという何か具体的な資料でもあればお示しいただければと思うのです。その点、どうでしよう。

○倉地政府委員 これは六十一年の春に臨時教育審議会から教員の資質の向上ということで、私も今御提案申し上げている法律の内容にかかることについて御答申があつた次第でございます。その後、教育職員養成審議会におきまして、どのように具体化するかということを一年七ヵ月にわかつて御審議された次第でございます。その中におきましては、いろいろ関係団体の方々の御意見も伺い、またいろいろ学識経験者の方々のお知恵も絞りまして、それで一年七ヵ月後の昨年十二月に御答申があつた次第でございます。

現在の法案の内容は、ほぼその御答申の内容に沿つたものとなつておりますけれども、そうした審議会の御審議の経過を通じましていろいろな方の御意見、また現場のそうした実情についての情報なども十分お考えの上、こうした結論が出されましたものというふうに私ども承知している次第でございます。

○倉地政府委員 いたくようにぜひお願いを申し上げたいと思いますが、この点、どうでしよう。

○倉地政府委員 今先生から教育職員養成審議会の委員の方についてのお話があつた次第でございますけれども、いずれも学識経験者として極めて見識の高い方々ではないかと私も考えている次第でございます。ただ、非常に見識の高い方々でございますけれども、さらにいろいろな御意見などを伺つて問題を進めようということで、前後二回にわたりましていろいろな団体から御意見を伺つた次第でございます。

大別いたしますと、これは国公私立大学の関係者、国公私立短期大学の関係者、都道府県、指定都市、全国の市町村の教育委員会の関係者、全国の小学校、中学校、高等学校、特殊教育、公立の幼稚園、私立の幼稚園、私立の中学校、高等学校の関係者、そういう学校の関係者、それから教職員団体の幾つかの団体の関係者の方々から御意見を伺つて議論が進められた次第でございます。

そうしたことでござりますので、私どもいたしましては、可能な限りの多くの方々の御意見を伺つてこの問題の議論が進められたと理解している次第でございます。

○中西(續)委員 教職員団体というのはどこですか。

○倉地政府委員 教職員団体でございますが、名前を挙げさせていただきますと、日本教職員組合、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、これは二つございますけれども、もう一つ同じような名前の組合があるわけでございます。それから、全国教育管理職員団体協議会、以上の団体でございます。

○中西(續)委員 そこで、今言われました公立大学、私立大学、市町村教育委員会あるいは小中高特の関係者、こういったところには現場の皆さんばかりなかなかそはならないものですから、今改めながれとは思つたけれども、そうしたものを受けたものといふに私ども承知している次第でございます。

○中西(續)委員 そこで、私は教育職員養成審議会委員の名簿を見させていただきました。大変失礼なことに思つたから、時間があれですからやめ入れたというように言われておりますけれども、私は必ずしも、期間は長くかかったかもしませんけれども、こういう方々が、その中で実際に裏の声を、あるいは現場の実態といふものを本当に身につけておられる方であるかと言われると、先ほどもちょっと申し上げましたようにほとんど経験のない方であるし、行政の方であるし、大学の皆さんであるということ。ですから、むしろこのいうときにこそ現場教師なりそういう人にたくさんその中に入つていただき、そして本当にどうあるべきかということがもう少しフランクに論議できるような場を持つていただくことが必要である、私は今いろいろな審議会のあり方等について提言をしておきたいと思うのです。

そうしないと、私は実際にここで一つ一つの事象なりなんなりを挙げていくわけにはいきませんけれども、私たちも度も現場の人と一日かかって論議をしてきました。あるいは私たちの経験をした、かつて所属をした学校なりに行きました、そこでいろいろ意見を聞いてみましたけれども、私はそのことが本当に把握をされておるということに違つてないのではないかといふことをこのことで感じますので、委員の皆さんには大変失礼とは思ひません。いや私は知つておるというなら、またいろいろ何かの機会を設けていただき、本来ならばこれはこういう論議の場でなくて、円卓会議形式か何かでフリー討議を皆さんでしてもらつて、小委員会か何かつづいてはだいてやるといふことが私は一番よかつたと思うのだけれども、なかなかそはならないものですから、今改めながれとは思つたけれども、そうしたものを受けたものといふに私ども承知している次第でございます。

○中西(續)委員 この点、将来のこともありますので、審議会のあり方なりなんなりについてもそうした御配慮を

行うことになる次第でございます。ただ、校長、教頭の任用資格につきましては、専修免許状が高等学校の一級免許状に相当するということから、高等学校の一級免許状の現行の取り扱いを勘案いたしまして今後検討したいと考えている次第でございます。

○中西(續)委員 そうしますと、給与は教育職俸別標準職務表というのがございまして、職務の級は一、二、三、四級とあります。標準的な職務といふのはここにあるわけありますけれども、これが変わらないということを言つておるのであります。

○倉地政府委員 今職務給といたしまして、一級は標準的には助教諭、それから二級は標準的には教諭、三級は標準的には教頭、四級は標準的には校長ということでございますけれども、こうしたことを見たところの変更するということは考えていないということをございます。

○中西(續)委員 こだわるようではありますけれども、現在のところというのを強調しております、大きい声で聞こえるものですからね。これは、将来は変えるということを前提にしておるのであります。

○倉地政府委員 将来変えますとか、将来変えませんというふうなことについては、現在いかなる決定もされていないといふのが現状でございませんといふふうなことについては、現在いかなる声で聞こえるものですからね。これは、将来は

○中西(續)委員 白紙であるというふうに理解をしていいですね。

○倉地政府委員 先ほど申し上げたとおりでひとつ御理解いただきたいと思います。

○中西(續)委員 このことで時間をとつたのではなくわぬわけですから、これにこだわるとことを見ると、どうも前段から私が指摘をしておる問題が出てきたときにはそのことを提案するといふことになるわけですから、そのときはまた何か理屈をつけるわけですから、このことで時間をとることとは私は非常に残念ですので、一応ここでおいておきます。これはまた後に問題を残しておきます。

そこで、今言われました人事についてはいいのですけれども、その後の登用問題等でちょっと気にならることがあつたのです。一級とどうだこうだということを言つておられましたけれども、この点、もう一度確認をしておきたいと思うのです。先ほど申し上げたとおりのことのございますが、どのように理解をしたらいいですか。

○中西(續)委員 現在考へていませんといふことを変えないということですか。

○倉地政府委員 現在考へていないということでおるのですけれども、今それをあなたが固執するので、私はまたもとに返ります。この一、二、三、四級免許状を現行の制度で見てみますと高等学校の一級免許状に相当するわけでございます。それで、校長と教頭の任用資格について高等学校の一級免許状といふものが規定されている次第でございます。

○中西(續)委員 これはこの前から論議されておるのですけれども、今それをあなたが固執するのか、こう言つたのですが、こう言つておかないところまで質問をしてきたところはどうもこの点はどうですか。

○倉地政府委員 率直に申し上げまして、将来こ

ういうことをするとかしないとかいうことは今何

ら決まってないわけでござりますから、それで現

在考へていないということを申し上げている次第

でございます。

○中西(續)委員 白紙であるというふうに理解を

していいですね。

○倉地政府委員 先ほど申し上げたとおりでひと

つ御理解いただきたいと思います。

○中西(續)委員 このことで時間を持ったのでは

かなかわぬわけですから、これにこだわるとこ

ととずつつなげていくような感じがするわけ

ですね。現在のところ白紙であるなら白紙、また

問題が出てきたときにはそのことを提案するとい

ふことになるわけですから、そのときはまた何と

か理屈をつけるわけですから、このことで時間を持

つたことは私は非常に残念ですので、一応ここで

おいておきます。これはまた後に問題を残してお

きます。

そこで、今言われました人事についてはいいの

ですけれども、その後の登用問題等でちょっと気

にならることがあつたのです。一級とどうだこうだ

ということを言つておられましたけれども、この

点、もう一度確認をしておきたいと思うのです。

○倉地政府委員 この俸給表の問題につきましては、先ほど申し上げたとおりのことのございま

す。

○倉地政府委員 専修免許状というのは大学院修了程度を基礎資格としているものでございますが、これを現行の制度で見てみますと高等学校の一級免許状に相当するわけでございます。それで、校長と教頭の任用資格について高等学校の一級免許状といふものが規定されている次第でございます。

○中西(續)委員 だから、そこまで考へるというふうに理解をいたしまして、今後専修免許状の位置づけを考えています。

○中西(續)委員 だから、そこまで考へるといふ

ことで一級との関係を位置づけておるといふ

ことですから、私の学校にも、驚くように今まで

は連つてそういう人たちが何人かおるわけです

よ。だから、既にそういう傾向というのは、自分

が教師になりたいという人はそこに実際に任用さ

れてるわけですから、改めてそういうことをす

る必要も、今言われることを考へれば考えるほど

一級、二級ということでもつて処理していかなければ何

も問題なかつたというような感じが私はするので

すね。

ですから、この点、私は一応今までの取り扱い

と大体同じといふふうに理解をしていくのです

が、これはいいですか。

○倉地政府委員 同じことを申し上げて大変恐縮

でございますけれども、高等学校の一級免許状の

現行の取り扱いを勘案して今後十分検討させて

いただきたい、そのように考へている次第でござります。

○中西(續)委員 ですから、この点は特にこれを

設けるということの意味がどうもそこいらにある

ような感じがしてならないわけですから、そ

の点だけがわかりました。この点はまた改めて同

僚なりに明らかにしていただきましょう。

それでは、各都道府県あるいは市町村の教育委

員会で免許状の種類によって教員の差別扱いがも

しなされたと仮定いたしますと、このときには私

部省はどのような指導をするつもりですか。

○中西(續)委員 その先生のおっしゃった差別と

いうものの具体的な内容によりまして私どもは

個々的に判断し、かつ指導するものは指導しとい

うことをしなければならないと思ひますので、ひ

とつその個々的な事情事情によつて対応させてい

ただきたいと、いうふうに考へる次第でございま

す。

○中西(續)委員 本来なら都道府県なりあるいは

市町村委員会でこういう問題については問題が起

こらないように、今文部省が示されておる、法律

として出されておる基本姿勢というものをびしつ

と認識をするなら、そこで出てきたそれぞれの免

許状を取得しておる人が来た場合には、い

うのが普通なのだけれども、これについては問

題が出たときに、本来は地方で処理しなければな

らぬけれどもそれがされぬのですから、文部省

に今度はどうだ、こういうふうに聞くような状況

が非常に多いわけですね。だから、そうならない

ための指導を事前に強めておいていただくとい

うことが大変重要だらうと思うのです。その点をひ

とつ心がけていただきたいと思うのですが、よろ

しいですか。

○中西(續)委員 今御審議中のときには法律成立の

ことを申し上げては大変恐縮でござりますけれど

も、私ども、法律が成立しましたときには、この

法律の趣旨を十分徹底するよういろいろ措置を

講じてまいりたい、そのように考へている次第でござります。

○中西(續)委員 それでは、この法律を見ます

と、各学校の段階に大学院修士課程修了程度を基

礎資格とする専修免許状を新設するということに

なつておりますけれども、修得単位数の引き上げ

に伴つて大学院の整備、これにちゃんと対応して

おるかどうかということになりますと、私はまだ

されておらないし困難だらうと思います。特に、

中学校以下の専修免許状取得のための教職科目の

大学院での開設というのは一般の大学あるいは私

立大学等におきましては非常に困難ではないか、そうなるべくくると専修免許状というのは非常に取りにくくなつてくるのではないかと思うのですけれども、この点はどうなんですか。

○倉地政府委員 この法律案では、専修免許状を取得するためには一種免許状の取得に必要な科目の単位数の修得に加えまして、修士課程または大学の専攻科において所定の二十四単位を修得しなければならないというふうになつておるわけでござります。この二十四単位でございますけれども、すべての校種につきまして教科または教職に関する専門教育科目を修得することとしている次第でございます。

それで、高等学校につきましては、現在高等学校一級免許状を取得することができる大学院だけではなくて高等学校二級免許状を取得できる大学で修士課程を設けているところにおきましては専修免許状を取得することができることになるのではないかといふふうに考えておるわけでござります。この二十四単位でございますけれども、すべての校種につきまして教科または教職に関する専門教育科目を修得することとしている次第でございます。

それからまた、中学校の場合でござりますけれども、中学校一級免許状を取得することができる大学院で修士課程を設けているところにおいては中学校の専修免許状を取得することができるのはないかというふうに推測している次第でござります。

それから、幼稚園と小学校の場合でござります。これは一種免許状と二種免許状の場合があるわけでござりますけれども、もともとこうしたところにつきましてはその養成を目的とする学部・学科でなければなかなか基準を満たすことは困難でございますので、専修免許状についてはこれらの大手に設けられた修士課程が対応することになるとふうに考へておる次第でござります。

以上のようなことでござりますので、私立大学におきましても専修免許状を取得することは可能ではないかといふふうに考へておる次第でござります。

○中西(續)委員 その点は、例えば希望する人な

りこれから後出でくるであろう数、そういうものと大学におけるそういうものを、今あなたが答弁されたということは、細かく計算してみてその結果ですか。

○倉地政府委員 数字の話でござりますけれども、高等学校につきましては専修免許状の取得が可能な大学院として、一応推測されるものでござりますが、二百の大学院がございまして、約二万七千五百の定員ということになつておる次第でございます。

それから、中学校でござりますけれども、これは百八十程度の大学院がございまして、約一万八千七百程度の入学定員ということになつておる次第でございます。

三十三の大学院でございまして、五百二十一名の入学定員といふことになつておる次第でございます。

これは現状でございまして、この制度ができるばおいおい修士課程程度の認定をされた者も出てくるのではないかといふふうに推測している次第でござります。

○中西(續)委員 これは詳しく述べておらなくて、あるものをすつと拾い出しての話だらうと思いますね。ですから、単位が増加され、特に教職なりが増加された際にそれだけの講座なりなんなりがずっと設置できるかどうかというのは大変危惧をしています。ですから、これが今のように一般的な計算ができるのかどうか、これはまた後でもう一度詳しくあれしてみたいと思ふるふうに考へておる次第でござります。

それから、本日はここでおいておきます。それから、今問題になりましたこととかわりがあるわけですが、国立の養成大学、この前、質問もあつたのですけれども、四十九校のうち二十分

ないわけであります。こういう中でやられるわけですから、こうなつてしまりますと、国立大学の大学院が非常に少ない中で目立つてくるわけですし、そのことが今度はどうなるかというと、特定の大学、こういうことになりかねないわけです。

この点、かつて、高等学校でいうなら高等師範だと文理科大学だとかいうものがあつて、そこを出た者に特典的な性格を持たせ、そのことが今度派閥によって終始現場の実態の中で混乱をもたらしたという経験を戦後私たいたしてますね。ですから、そういうことをなくそうとしてやつておるときに、こういうような特定の学校だけに集中するということになつてくると非常に問題が残るのではないか、私はこう考へるわけですね。

○國分政府委員 国立の教員養成大学院の状況についてでござりますけれども、御指摘のとおりに現在二十一大学に設けられております。それからまた、これは概算要求段階ではございますが、六十四年度に二研究科を新設する、こういう計画になつております。また、このほか専修免許状の取得に対応できると考えられるいわゆる教育の専攻科が六十三年度現在で二十九大学に設置されてい

る、こういう状況でござります。

私も、教員養成系の修士課程につきましては例年二、三大学ずつふやしてきておりますので、今後とも各大学の構想の固まりぐあい、教員の充足状況等を見ながら進めてまいりたい、こういうふうに考へております。

○中西(續)委員 これは参考人の皆さんも随分指摘をしておつたところですから、一応何年というなら何年という見きわめとそれから計画とをどのように合致させるかということで、ぜひ早急に案を練つていただき提出をしていただきたいと思ひます。

○中西(續)委員 本日はここでおいておきます。

それから、今問題になりましたこととかわりがあるわけですが、国立の養成大学、この前、質

○國分政府委員 私ども、教員養成系の大学につきましては、できますれば全大学に修士課程を設けておるといふのはなかなか難しゅうございますが、これは個々の大学の構想、準備段階によるございますので、文部省で一方的にといいますか、計画を立てるといふのはなかなか難しいございますが、各大学とも熱心にこの問題には取り組んでおられますので、いずれそういうことができるのではないかどううかというふうに考へております。

○中西(續)委員 早急に検討して、そうした案を我々のこういう場に出していただきたいと思いまが、この点、委員長の方からもひとつ確認をしておいていただきたいと思います。

時間がだんだんなりまして大変恐縮ですが、そこで、二種免許から一種免許へという義務的的なものを改正案では設けておるわけでありますけれども、この点についてお聞かせいただきたいと思うのです。

時間がだんだんなりまして大変恐縮ですが、そこで、二種免許から一種免許へという義務的的なものを改正案では設けておるわけでありますけれども、この点についてお聞かせいただきたいと思うのです。

時間がだんだんなりまして大変恐縮ですが、そこで、二種免許から一種免許へという義務的的なものを改正案では設けておるわけでありますけれども、この点についてお聞かせいただきたいと思うのです。

特に私が考えますのは、そのときにもう病気で休職をしたとか、あるいはお産で一年休んだとか、こういういろいろな不時の特殊の条件といふものが出てくる可能性だつてあるわけですね。そういうときには何か特別な措置みたいなことをする必要はないかどうかですね。言葉はちょっと見当たらぬけれども、激変緩和みたいな何かそういう措置はないのか、こういう点、どうでしょう。

○倉地政府委員 これは十五年ゼロ単位のことと密接に関連している次第でござりますけれども、十五年ゼロ単位そのもの自体は、たしか二十九年の改正で入ったのではないかというふうに考へて

いるわけでございますが、それは當時僻地教育などにおきまして非常に現職教育に恵まれない方々についてその経験年数をどう評価しようかということで特別的に設けられた制度というふうに承つておる次第でございます。そういうことで今回は現職教育の重要性にかんがみましてこれをなくしたわけでござります。

ただ、この十五年ゼロ単位の制度は、法律の施行の時点においてもう十年以上の現職経験を持つ

いる方についてはそのまま十五年ゼロ単位が適用されるわけでございます。それから、十年に満たない方につきましては最低十単位はお取りいた

だかなければなりませんけれども、この別表三の備考の七以下の規定は適用がないということになつておる次第でございます。それで、備考の七号以下の規定の適用のある方はこの法律施行後に教員におなりになつた方とすることでございますので、七号以下が実際に動き始めるのは十二年後といふことになる次第でございます。

それで、私どもいたしましては九条の二に二種免許状を持つておられる方は一種免許状をお取りいただくように努めなければならぬという義務規定を設けたわけでござりますけれども、これはやはり一種免許状に比較してなお研さんの要があるという免許状でござりますし、また審議会の中いろいろ御議論があつた末、幼稚園とか養護教諭に果たしている二種免許状の重要性にかんがみましてこの制度が残つたということもございまして、二種免許状をお持ちの方は教員になりましらざひひとつ計画的に研修をして単位をお取りいただきたいということを期待している次第でござります。

十二年かけて十単位をお取りいただくようことはさほど無理なことではないというふうに考へるわけでございまして、計画的にお取りいただければ無理なくその十単位はお取りいただけるのではないかというふうに考える次第でございます。

それでもなおかつ単位が残つておる方について七号以下の規定によりまして授与権者が研修をすべ

き講習等を指定しまして、それで任命権者がそこへ行けるよう便宜を圖りまして、本人の意欲と

それから任命権者と授与権者の三者の協力によつて残りの単位をぜひお取りいただきたいというふうにお願いしているわけでございまして、そうした十分な措置を得まして二種免許を持つておられる方が一種免許状をお取りいただくよう私どもとしては期待している次第でございます。

○中西(續)委員 最初に私は今度の法改正につい

ても五つのことを原則にしてやることを申し上げたわけでありますけれども、そういう中で特に教員免許というものは教育現場でのそうしたお

互いの研修、そのことが物すごく大きなウエート

があると私は思うのです。大学のあるいは認定講

習など私は否定するつもりはありませんけれど

も、そこでいろいろ学ぶことも重要でしよう。し

かし、実際に現場で皆さんで、教師の集団でいろ

いろな経験、そして教科についてもあるいは教職

内容についてもやることがたくさんあるわけです

から、そのことを重視するということであれば、

教育現場における経験をこれによつてむしろ打ち消していくという一つの手段、この時期に打ち消すための何かをつくつたみたいな感じがしてならないわけですね。このような措置をつくつたといふのは。

ですから、この点はもう一度考え方で一度考え直しておいてください。

教育現場における経験をこれによつてむしろ打ち消すための何かをつくつたみたいな感じがしてならないわけですね。このような措置をつくつたといふのは。

教育現場における経験をこれによつてむしろ打ち消すための何かをつくつたみたいな感じがしてならないわけですね。このような措置をつくつたといふのは。

教育現場における経験をこれによつてむしろ打ち消すための何かをつくつたみたいな感じがしてならないわけですね。このような措置をつくつたといふのは。

教育現場における経験をこれによつてむしろ打ち消すための何かをつくつたみたいな感じがしてならないわけですね。このような措置をつくつたといふのは。

教育現場における経験をこれによつてむしろ打ち消すための何かをつくつたみたいな感じがしてならないわけですね。このような措置をつくつたといふのは。

日々の実践の中でいろいろと反省したり、また

違つた次元からのいろいろな知識とか指導を受けたことによって、さらに日々の実践が充実したものになっていくということもまたこれ事実でございますので、私どもいたしましては、最終的に十単位程度の単位をお取りいただくことは総合的に判断した場合極めて適切ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○中西(續)委員 私が言つているのは、実践もあ

るでしあれども、物すごく大事なことは、職場における自主的な、自発的な研修です。これ

が物すごく大事だということを私は言つてゐるわ

けですね。私たちの経験の中では、実際に現場でやつているときなんかは、自分たちで金を出し合つて、わざわざ東大の先生だとかあるいは今度は九州であれば九大の先生だとか教育大学の先生

といふのに実際に職場に来てもらつて、自分たちの職場におけるそうした問題と具体的なそういう

ものをお互いに出し合つて、そこでいろいろ教

示しておいたくと、うようにやつたんですよ。だ

から、ただ単にこういう単位を設定すれば、

ことだけでなしに、職場における実際の自発的、

自主的な研修というものが物すごく大事だといふ

ことです。

それは生徒指導の面があるでしょう、教科指導

の面があるでしょう、いろいろありますね、ここ

を重視をするということ。ですから、それを推進

をするというようにむかれていくことが物すごく大事です。そうすることによって今言う十五年ゼロ単位という措置はしてあるけれども、今まで全部がもとに返るというよ

うなやり方をもう少し考えてほしいと私は言つて

いるわけです。この点、もう少し考えていただきたいと思うのです。これは後でまた同僚委員なりから問題提起をしてもらいます。

それから次に今度は、二種から一種免許取得の

ための受講内容を見たときに、本人の意見を聞くとしてありますね。このときにどの程度本人の意

思を取り入れるかというのが非常に気にな

る。

具体的な方法を挙げていきますと、複数指定、例えば大学課程あるいは認定講習、公開講座、通

信教育あるいは試験だと、いろいろなものがあ

るでしょう。そういうものの中から選択をできる

のかどうか。指定をする側はどういうものを一応

お考えになつておるのか。

私はもう先に結論を言いますけれども、望まし

いことは、今までの大学での認定講習があります

ね、「皆さんから希望をとる」、その数等を県教委な

どが中心になるのか、それとも授与権者の方が固定

結果、類別的に分けまして、今度は大学にそれを依

頼して認定講習だとなんとかいうことが今まで

大体されてきたわけですね。そういうようなもの

が中心になるのか、それとも授与権者の方が固定

結果、類別的に分けまして、今度は大学にそれを依

頼して認定講習だとなんとかいうことが今まで

大体されてきたわけですね。そういうようなもの

が中心になるのか、それとも授与権者の方が固定

結果、類別的に分けまして、今度は大学にそれを依

頼して認定講習だとなんとかいうことが今まで

大体されてきたわけですね。そういうようなもの

号の場合は若干差があると思うわけですが、それとも、備考の七号の場合には、本人の意見を聞いて、そのことがわざわざ書いてあるわけですが、ございますから、これは本人の意見にも十分配慮して措置すべきことではないかというふうに考えている次第でございます。

○中西(續)委員 ですから、やはりそのことがまず前提にあつてされるということになるわけですね。ですから、今私が申し上げたように、これは文部省などが決めるわけにはいきませんけれども、例えば大学あたりでは、ある教授なら教授に依頼をするということがありますと、カリキュラムをつくつて、現在では現行の二級から一級に上進するための単位修得の方法というものは大学でそれを決めて、そして認められておるわけですね。認められる大学課程あるいは認定講習などが今まであるわけですから、そういうものを想定をしておると考えてよろしいですか。

○倉地政府委員 これは本人の意見を聞くわけでござりますけれども、そのときの人数でございまして、ごくわずかで、それで、学校の実情もございませんので、こういうものを想定するということだけではなく、概に言つておるわけですね。認められる大学課程あるいは認定講習などが今まであるわけですから、そういうものを想定をしておると考えてよろしいですか。

○中西(續)委員 これが、病気による休職でござりますとか、産前産後の休暇でござりますとか、そういう期間は三年間という期間から除いて算定したらどうだろうかというふうに考えておる次第でございます。

○中西(續)委員 私が今申し上げたのは、三年間の期間から除くというのは、産休だとかいろいろなものを付しての話ですから、私の質問の趣旨とはちょっと違うのです。

○中西(續)委員 講習会等を受講するときに本人はどういう形態になるのか、ここいらはお見えになつておられるのか。先ほど県教委なりなんなりで認定講習なら認定講習みたいなもの、あるいは大学を指定するとかいろいろしたときに、人數あるいは状況等によつて差はあると思いますけれども、その場合考えられることは、休職だとかあるいは休暇だとか勤務の中で旅費で派遣をするとか、こういうようないろいろな形態があると思うだけれども、どういうものを想定しておられるかということを聞いておるわけです。

○倉地政府委員 今先生の御指摘のように、講習等の形態とか時期とか期間などによって非常に異なつてくるわけでござりますけれども、現状を申し上げますと、認定講習の場合はほとんど職務専念義務の免除ということでお出かけになつておられるようになりますし、また、専修課程または専修課程または専攻科が開設する公開講座、修士レベルの認定講習の受講などもあり得るかというふうに考える次第でございます。

○中西(續)委員 この点、もう少し時間があればこの点ではお考へになつておられるか。

○倉地政府委員 休職とか休暇の扱いの問題でござりますけれども、私ども今頭に浮かびますのは、病気による休職でござりますとか、病気によ

る休暇でござりますとか、病気による休暇といふことは、産前産後の休暇でござりますとか、そういうようなものがあつた場合には、この三年の算定の期間から除いてはどうだらうかというふうに考えている次第でございます。

○中西(續)委員 ちょっと最後のところをもう一回聞かしてください。

○中西(續)委員 ちょっと最後のところをもう一回聞かしてください。

内に標準免許状を取得させるものとする措置を講じる必要がある」ということを言つておりますだけに、私はさつきの十五年ゼロ単位、そしてそれができなかつた人にに対する措置の仕方というのは、これは希望なんですか、よほど検討していただいて、公平で抜けがないように措置をしていただくようにお願いをしておきたいと思います。

そこで、今度は専修の問題ですけれども、これを見ると、専修の問題の場合には特別の措置は設けられておりませんね。しかし、一種免許状所持者の専修免許状取得ということは、今までの答弁からいたしますと、やはり皆さんが期待をするということになつていますから、このことについて、これから奨励していくつもりなのか。していくとすれば、今つき、二種から一種への同じような措置なりなんなりを、例えば大学課程における免許状なり通信教育なりなんなりかのそういうものを想定しながら奨励されていくのかどうか、この点はどうでしよう。

○倉地政府委員 私ども、一種免許状をお持ちの方が専修免許状をお取りになるためにいろいろ現職研修をされることは非常に好ましいことではないかというふうに考えておる次第でございまして、今のところ一種免を持たれる方が専修免を取られるようになり、所要の単位を修得するためには、専修課程または専攻科における授業科目の聽講といふことがござりますし、また、専修課程または専修課程または専攻科が開設する公開講座、修士レベルの認定講習の受講などもあり得るかというふうに考える次第でございます。

都道府県教育委員会が実施する修士レベルの認定講習会の受講ということもあり得るというふうに考える次第でございまして、現在、修士課程で学ぶための教員の派遣といふことも行っておりますが、これはお考へになつておられる次第でございまます。また、都道府県の教育委員会が第一層継続していきたいというふうに考えておる次第でございまます。

○中西(續)委員 そうすると、状況によつてはその人のそのような受講だとなんとかを制限するということを言つておられるのですか。

○中西(續)委員 これは、特別のものを設けておらないだけに、あくまでも本人が自主的に研修をするということが基礎になると思います。ですから、それをどう手助けをするかということになると思いますので、その際に、先ほど最後の方に言つておられた從来のやり方になりますと、その当該学校の管理者なりあるいは教育委員会なり、そういうところの制限がいろいろ出てくると思います。だからそうでなくて、あくまでも自主研修ですから、それを予算的に、側面的に援助をしてやるという、主体をやはり強めていくということが大事ではないかと私は思つておるわけです。

○中西(續)委員 これは、特別のものを設けておらないだけに、あくまでも本人が自主的に研修をするということが基礎になると思います。ですから、それをどう手助けをするかということになると思いますので、その際に、先ほど最後の方に言つておられた從来のやり方になりますと、その当該学校の管理者なりあるいは教育委員会なり、そういうところの制限がいろいろ出てくると思います。だからそうでなくて、あくまでも自主研修ですから、それを予算的に、側面的に援助をしてやるという、主体をやはり強めていくということが大事ではないかと私は思つておるわけです。

○中西(續)委員 ですから、そうした点で本人に希望があれば単位修得の機会を与えてやるというのがやはり前提になくてはならないのではないか。そうすることによって、あなたたちがずっとと言つてきた専修といふ制度を設けたのはそういうことも含まれておるのでないかと私は理解しておつたのですけれども、この点はどうでしよう。

○中西(續)委員 研修でござりますから、やはり自発的な研修を受けるという意思が最も大切であることはもちろんでございます。先生のおつしやが、あなたたちがずっとと言つてきた専修といふ制度を設けたのはそういうことも含まれておるのでないかと私は理解しておつたのですけれども、この点はどうでしよう。

○中西(續)委員 研修でござりますから、やはり自発的な研修を受けるという意思が最も大切であることはもちろんでございます。先生のおつしやが、あなたたちがずっとと言つてきた専修といふ制度を設けたのはそういうことも含まれておるのでないかと私は理解しておつたのですけれども、この点はどうでしよう。

○中西(續)委員 その趣旨は十分私、承知しているつもりでござりますが、やはり組織体でございますので、学校とか地域の実情その他もろもろを勘案して任命権者の方などにおいていろいろと考慮しなければならないこともあります。先生のおつしやが、あなたたちがずっとと言つてきた専修といふ制度を設けたのはそういうことも含まれておるのでないかと私は理解しておつたのですけれども、この点はどうでしよう。

変換なんでござりますけれども、やはり精神としては自発的な意思をできるだけ守り立てていくという観点に立ちつつも、地域の実情とか学校の実情によって必ずしも御趣旨に沿えないことがあることもあるということを申し上げている次第でございます。

○中西(續)委員 地域の実情だと学校の状況によるということを言つていますけれども、これはどういうことを指しますか。

○倉地政府委員 組織体でござりますから、そのときのいろいろな仕事の都合でございましょうし、地域の教育計画等もありましましよう。いつた実際に学校を運営していく上においてのいろいろな事情になるのではないかというふうに考えている次第でございます。

○中西(續)委員 そうすると、選別があるということを言うわけですか。

○倉地政府委員 先生が今おっしゃったように、そこのこと強調されると私どもとしては大変困るというか、そういうことでござりますけれども、やはり積極的な勉学ができるだけ促進するという観点から、大学院への派遣が学校運営上支障がないかないかというふうに考えている次第でございます。

○中西(續)委員 派遣をするに当たって、わざわざ専修という制度を設けているわけですからね、だから、それに向けて本人が希望をするということがあらゆるわけですね。そして、なおかつ今度はさらに一種から専修へということになりますと、これはやはりむしろそれぐらいの積極的なものがあつて皆さんがこの一時間ちょっとと言われておることがあるわけですね。そして、なあからぬよろづけされるのではないかと私は思つのですね。ですから、そうした点でもうちよつと今言われたことを、どうしてもそこにすつとこだわらなければなりません。文教委員会議録第七号 昭和六十三年十一月二日

すつきりしていただきたいと思います。

○倉地政府委員 何度も申し上げるわけでござりますけれども、基本的な精神としては、やはり積極的な勉学の意欲というのを一番大切にしなければならないということを申しあげたものを大切にしつつも、やはり学校運営上支障がないかどうかということも考慮しつついろいろな援助は行わざるを得ないことになるのではないかということを申し上げての次第でございます。

○中西(續)委員 学校運営上といふことで縛られますが、これは何でもつけられるのです。理由づけになるのです。一番危ないことと言ふれただけですよ。例えば私が学校管理者になりますと、幾らでも理由をつけられますよ。学校運営上と言つたら。だから、私はさつきからそれにこだわるわけですね。だから、少なくともこのことに関しては今まであなたたちが言われた五原則に沿つてこれを進めていく。皆さんのお意欲を燃え立たせ、そして資質が向上することが最大の目的ですから、その人にもし管理が問題があると思つても、そのことを経ることによってさらにその人の人間形成の上に大きな影響を与えて、むしろ立派な人にするべきではないですか、私はそう思ひますね。

○中西(續)委員 大変積極的に私どもとしてもやつてしまいりたいと思いますけれども、先ほどの答弁の趣旨もひとつ御了承いただきたいということでお許しいただきたいと思う次第でございます。

○倉地政府委員 だからこそこういう上進の制度というのを認めているわけでしょう。そして、専修の場合には一年間三単位という計算方式でもって軽減をしていくということもあるわけですからね。だから、その上に立つての話ですから、この点は今言われた学校運営上ということだけはやめてください。

○倉地政府委員 一種免許状から専修免許状を取るためにいろいろな形態もあるわけでござりますけれども、仮に認定講習でそうしたものをお取りになるということになれば、私は現在の認定講習の場合と実情はそんなに変わらないのではないかというふうに考える次第でございます。

○倉地政府委員 ただ、先生が学校運営上のことを御指摘されましたので、それをお聞きになるのであれば、私ども

としては学校運営上の支障がないかどうかということを考えざるを得ないということを申し上げて

いる次第でございまして、制度の趣旨は、あくまでも積極的な勉学意欲を持つていて方々に十分勉学をしていただけるように私どもとしても努力していくということには変わりはないわけでござります。

○中西(續)委員 今一番後段のところだけ積極姿勢を認めるわけです。局長はそういう答弁の中に学校運営といたことを言わされたから、私が聞くと学校運営と言わざるを得ぬ、こう言うわけであります。ところが、その学校運営といたと、それは今度拡大されてどんなことだつて適用できるというところになるわけですから、そういうことではなくて、積極的にといふことを重視してやるということが一番大事じゃないかと思うのです。ですから、そのように私は理解するのですが、よろしいですか。

○中西(續)委員 大変積極的に私どもとしてもやつてしまいりたいと思いますけれども、先ほどの答弁の趣旨もひとつ御了承いただきたいということでお許しいただきたいと思う次第でございます。

○中西(續)委員 こうして正式なやりとりになると、それが今度は後に残るもので、私は非常にそれを恐れているわけですよ。これでやられるところなどなことだつて制限できますよ、理由づけすれば。だから、これだけは学校運営上なんというよう大きなあれで一々くりにやられたのはかな

わぬですね。これはもう一番危ないことなんですね。だから、そのときの管理者の裁量によつてすれども、特別免許状教員、それから特別非常勤講師、この特別非常勤講師の場合には特に免許状がなくしてできるわけありますけれども、そうします

と、社会人を活用することによって活性化をといふことを盛んに言つていますけれども、教員養成

大学での戦後の教員養成の大原則、まずこれは認められておられると思うのですが、このことはよろしく

思います。

○中西(續)委員 そこで、社会人の学校教育問題でありますけれども、特別免許状教員、それから特別非常勤講師、この特別非常勤講師の場合には特に免許状がなくしてできるわけありますけれども、そうします

と、社会人を活用することによって活性化をといふことを盛んに言つていますけれども、教員養成

大学での戦後の教員養成の大原則、まずこれは認められておられると思うのですが、このことはよろしく

思います。

○中西(續)委員 そこで、社会人の学校教育問題でありますけれども、特別免許状教員、それから特別非常勤講師、この特別非常勤講師の場合には特に免許状がなくしてできるわけありますけれども、そうします

と、社会人を活用することによって活性化をといふことを盛んに言つていますけれども、教員養成

大学での戦後の教員養成の大原則、まずこれは認められておられると思うのですが、このことはよろしく

思います。

○中西(續)委員 そこで、社会人の学校教育問題でありますけれども、特別免許状教員、それから特別非常勤講師、この特別非常勤講師の場合には特に免許状がなくしてできるわけありますけれども、そうします

と、社会人を活用することによって活性化をといふことを盛んに言つていますけれども、教員養成

大学での戦後の教員養成の大原則、まずこれは認められておられると思うのですが、このことはよろしく

思います。

○中西(續)委員 ですから、そのことだけはここに残るから僕はこだわっているのです。そのことは積極面をこれまでがやられるわけですから、基準なんかあつたつてないと同じになるのですよ、今あなたが言われるようなことは。

○中西(續)委員 ですから、そのことだけはここに残るから僕はこだわっているのです。そのことは積極面をこれまでがやられるわけですから、基準なんかあつたつてないと同じになるのですよ、今あなたが言

われるようなことは。

○中西(續)委員 ですから、そのことだけはここに残るから僕はこだわっているのです。そのことは積極面をこれまでがやられるわけですから、基準なんかあつたつてないと同じになるのですよ、今あなたが言

われるようなことは。

○中西(續)委員 その場合に、特別免許状を交付する場合の教育職員検定試験というのがございますが、この検定の基準というのはどういうものであります。

○中西(續)委員 認定講習の現状をお考えいただ

ければ、さほど先生が御心配いたくようなことはではないと思いますけれども、組織体を預からせ

ていただいておりますけれども、組織体を預からせたものも、大臣、今の論議の中でそういうように網をかけると、これは現場では全部にかかるのです。このことをまず知つてもらわなくちゃなりませんので、この点は大臣、ちょっとお考へいただいて、後で打ち合わせしていただきて、そこらについて本當に積極面が出てき、そしてしかもそれが公平にやられるということがこういう問題については前提にならなくなりませんから、学ばせるのに差があつたのでは困りますから、その後お考へくださいと思う次第でございます。

○中西(續)委員 私も言おうと思つたのだけれども、大臣、今の論議の中でそういうように網をかけると、これは現場では全部にかかるのです。このことをまず知つてもらわなくちゃなりませんので、この点は大臣、ちょっとお考へいただいて、後で打ち合わせしていただきて、そこらについて本當に積極面が出てき、そしてしかもそれが公平にやられるということがこういう問題については前提にならなくなりませんから、学ばせるのに差があつたのでは困りますから、その後お考へくださいと思う次第でございます。

○中西(續)委員 私も言おうと思つたのだけれども、大臣、今の論議の中でそういうように網をかけると、これは現場では全部にかかるのです。このことをまず知つてもらわなくちゃなりませんので、この点は大臣、ちょっとお考へいただいて、後で打ち合わせしていただきて、そこらについて本當に積極面が出てき、そしてしかもそれが公平にやられるということがこういう問題については前提にならなくなりませんから、学ばせるのに差があつたのでは困りますから、その後お考へくださいと思う次第でございます。

○中西(續)委員 私も言おうと思つたのだけれども、大臣、今の論議の中でそういうように網をかけると、これは現場では全部にかかるのです。このことをまず知つてもらわなくちゃなりませんので、この点は大臣、ちょっとお考へいただいて、後で打ち合わせしていただきて、そこらについて本當に積極面が出てき、そしてしかもそれが公平にやられるということがこういう問題については前提にならなくなりませんから、学ばせるのに差があつたのでは困りますから、その後お考へくださいと思う次第でございます。

○中西(續)委員 そこで、社会人の学校教育問題でありますけれども、特別免許状教員、それから特別非常勤講師、この特別非常勤講師の場合には特に免許状がなくしてできるわけありますけれども、そうします

と、社会人を活用することによって活性化をといふことを盛んに言つていますけれども、教員養成

大学での戦後の教員養成の大原則、まずこれは認められておられると思うのですが、このことはよろしく

思います。

○中西(續)委員 教育職員検定というのが法律によつて定められておるわけですがね。

○中西(續)委員 認定講習の現状をお考えいただ

—

力でございますとか実務でございますとかそういうものにつきましては、この法律の定めるところによって行うわけでございますけれども、それ以外の点につきましては、各都道府県の教育委員会の授与権者の定めるところによつて検定するといふこととでございます。

れども、県教委なりが特定の人を採用したいといふことでもって、例えば登録試験あたりに合格しない人がおりますね。そういう人をぜひ何とか採用してやりたいというようなことでこの試験を受けさせ、そしてそこで検定基準に合致をしたということを認定をすれば、その中には幾通りもそういうものが出でてくる可能性というものを秘めています。この点はどうなんですか。

さいますけれども、これはその前段階におきまして、任命権者とか雇用権者が特に必要だということによりまして推薦を行うことが必要になつてくる次第でございます。それで、その推薦の要件といたしましては、学士の称号を有する者でござりますとか、専門的な知識または技能を有する者でありますとか、社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熟意と識見を持つてゐるといふような要件があるわけでございまして、こういう要件が備わつた者であつてこそ初めて推薦されるということになっている次第でございます。

その後、教育職員検定を行なうわけでございますけれども、その教育職員検定を行なった後に、これについて合格させよといふときには学識経験者の意見を聞かなければならぬということになっている次第でございまして、手続としては大変厳重な手続になつてゐる次第でございますから、今先生の御指摘になつたようなことについては、そうした危惧はないのではないかといふうに考へておられる次第でございます。

て特別非常勤講師の場合にはあくまでも非常勤講師ですが、この特別免許状教員というの定数の中に入りますか。

もう一つ、特別非常勤講師の場合には定数になつて、今現場では非常に困るのは、非常勤講師というのを財政的に、従来からいいますと、一人の時間数を非常勤に割り当てるときには三十六時間くらいに計算をして割り当てをしておつたのです。そして一人の定数にしておつた。ところが、近ごろは十八時間とかいうふうに絞つて予算を残すような傾向というのが県教委の中にはあるんですね。そうなつてくると、これが定数計算の中に入つてくると、特別なものだということだけれども、物すごく窮屈になつてくるわけですね。こういうとき、特別免許状を所有のこの教員は定数内かどうかということ、これが定数の中に入れるかどうかということ、ちょっとお聞かせください。

○倉地政府委員 特別免許状でございますが、これは小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の常勤の教諭の免許状でございますから、この免許状を持つて常勤の教諭として勤務されれば当然定数の中に算定されるということでございます。

○中西(續)委員 特別非常勤もそうですか。

○倉地政府委員 非常勤講師でございますので、これは定数の中には入らないということをごいります。

○中西(續)委員 そうすると、定数計算でなしに枠外でこれを用意できるということで理解をしてよろしいですか。

○倉地政府委員 特別非常勤講師の方はその枠外ということになる次第でございます。

○中西(續)委員 そうしますと、この数というのは極めて限られておるということで理解をしてよろしいですか、この両者については。

○倉地政府委員 各学校の実情によつて非常に変わってくるわけでござりますけれども、常識的にはそんな多くなるような事柄ではないのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○倉地政府委員 特別免許状でございますが、これは小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の常勤の教諭の免許状でございますから、この免許状を持って常勤の教諭として勤務されれば当然定数の中に算定されるということでございます。

○中西(續)委員 特別非常勤もそうですか。

○倉地政府委員 非常勤講師でございますので、これは定数の中には入らないということでござります。

○中西(續)委員 だから、その数は極端に多くはないということになると思いますが、その場合、当該学校がぜひこういうものはということでもつて教師みんなが認めてこういう方向でいこうということを決めるわけですから、系統的な指導計画というものが学校にはあるわけですから、その中で合致するもの——なぜ私はこのことを言うかといふと、さつきいろんな厳しい選考基準があると言ふことを恐れているわけです。学校の中の系統的な学習計画、指導計画、その中でこのことが発案されでは余り似つかわしくないような者だつて持つてこようとは可能になつてくるんですよ。これでこういう者をというようにすべきだと私は思つたを私は恐れているわけです。学校の中の系統的な学習計画、指導計画、その中でこのことが発案されそして当該の学校の校長なり教師集団が申請をしてこういう者をというようにすべきだと私は思つたのですけれども、この点はどうですか。

○倉地政府委員 特別免許状の交付に当たりましては、まず第一に当該教育職員を任命したりました雇用しようとする者が推薦を行うということでございます。推薦を行うに当たつては当然校長の意見も聞くでしようけれども、法令の建前からしてこの任命権者なり雇用権者なりが推薦するというのもどでござりますから、その判断になるというところでござります。

○中西(續)委員 そうなりますと、学校の指導計画なりそういうものは完全に無視ですか。だれかが勝手に決めて、ことしは何名だ、そしてそういう者はどんどん派遣をしたい、こういう形でやつていくのですか。

○倉地政府委員 学校が円滑に運営されるためにやはりそここの学校の教職員の方の意見なりなんなりも十分尊重されるべきでありますけれども、それはあくまでもやはり校長を通して任命権者なり雇用権者なりがそうしたものをお聞きし、それが判断するということになるかと思う次第でござります。

では、まず第一に当該教育職員を任命したりました。雇用しようとする者が推薦を行うということでございます。推薦を行うに当たっては当然校長の意見も聞くでしようけれども、法令の建前からはその任命権者なり雇用権者なりが推薦するというのがもとでございますから、そこの判断になるということでございます。

• 100 •

この点だけは、今のような答弁でなくともう少し実態とこれから後どう効果を上げていくか、今一番何が望まれているかという、これなしにやるということは大変な誤りを犯すと思うのですよ。そういうことは大変な誤りを犯すと思うのですよ。  
○**倉地政府委員** これも大変恐縮でございますけれども、やはりその任命権者なり雇用権者なりが推薦するというのですから、そこで推薦されたらそれがむしろ先行してくるというようなやり方はちょっと困るのですね。この点だけはチエツクで起きるようにせぬといかねと思いますよ。

○**中西(續)委員** いや、だからそこには学校のそれにも沿わないというときには、やはり何かチェックできるようにしなければダメですよ。時間がな学校長を通じていろんな御意見を伺い、またそれ以外の御意見も伺つた上で御判断されることではないかというふうに考へておきたいと思います。

それからあと教育実習の問題ですけれども、教員養成における教育実習を見ますと、これが大変重要だということが盛んに言われておつたのですけれども、従来と今回の場合は余り変わらない状況で、ただ一つ事前事後の指導一単位を加えるだけになつていますが、この点、十分ですか。

○**倉地政府委員** 教育実習についても、この点の取り扱いについてどうしようかということがいろいろ御議論になつたといふに承知しているわけでございますが、最終的には事前事後の指導を一単位加えることによって教育実習を構造化しようということとてこのようないくいといふこともあるだろうと思ひますけれども、いずれにしろこれについては改善しておらないようでありますね。また、実際にはなかなかできにくいといふこともあるだろうと思ひますけれども、いずれにしろこのことは大変な誤りを犯すと思うのですよ。

ましてもこの問題は指摘をされておつたほど重視されおらない。したがつて、この点についてはさらにお考えいただきたい。このことを申し上げております。

もう一つは、免許教科の一部を省令化しておりますけれども、省令化することになつておる免許状はどういうものを想定しておるのでですか。

○倉地政府委員 具体的な例として考えられる教科でございますけれども、これは例えば中学校でございますと国際理解とか、それから高等学校ですと情報処理、演劇、福祉、ホテル観光というようなものが予想される次第でございます。

それから、大変恐縮でございますが、今ここで答弁しておりますと、思つておる免許状がございますけれども、非常勤講師のカウントでございまますが、高等学校についてはたしか一定の範囲内で定数にカウントされるという規定がございますので、その中には先ほどの特別非常勤講師も入るということでおございます。大変恐縮でございます。

○中西(續)委員 だから、さつき私が指摘したように、これは困るのですね。こういう制度を設けてこれを全部その定数の中に入れていつたら学校運営なんというのはなかなかできにくくなつていいくのですよ、数が多くなつてきて。だから、それを聞いたのですよ。これは今改めてあれませんけれども、大変な問題がその中にはあるのです。

それで、免許状はわかりましたけれども、この問題も相当慎重にしておかないと、私は安易にこ

ういうものを設けられたのではかなわぬと思うのです。したがつて、これから後、免許状主義といふものがどんどん失われていくわけですから、これがなくすようなことにならないように、ぜひこの点について慎重に構えていただきたいと思いま

す。

時間が来ましたけれども、もう一問せひお願ひ申し上げたいのは、養成制度の中におきまして一年間の教職特別課程の問題があるわけですね。この問題について特に対象者をどういところに限

定しておるのか、そして特に問題になつておるよ

うな教職特別課程とのかかわりあたりがどういうようになつてくるか、この点だけお聞かせいただ

きたいと思います。

○倉地政府委員 教職特別課程もできるだけ広い範囲から人材を教育界に招き入れようということを予定しておるのも、大学卒業した方、または大学院を修了した方を予定している次第でござります。そういう方で教職専門教育科目をとつて設けられたものでございますので、一年間の課程でございますけれども、大学卒業した方、または大学院を修了した方を予定している次第でござります。

○中西(續)委員 以上で終わりますけれども、先ほどの関係で大臣に最後に答弁ということでお願いしてありましたので、お答えください。

○中島國務大臣 中西先生の御質疑を拝聴いたしました。中西先生の御質疑の中で、教育の中で一番大切なのは信頼と愛情と尊敬だ、こうおっしゃったことに対する感想でございま

す。

そういう意味で、これから教育の中に、単に知識の伝達だけでなく、それぞれの発達段階に応じて適切に指導するということをもつて行うといふことでござりますから、その中で二つだけ申し上げておきたいのは、現行の免許制度の基本理念は、これは遵守をしてまいります。それから、今回の三種類の免許の種類は普通免許状の中の種類でございます。それから、それによつて幅広い、もちろん開放制を維持しながら専門性を高める。

また現職研修の中から意欲を高めさせていただこう。最後に御質問になりました特別免許状あるいは非常勤講師の方々の社会的な視野と特定の分野での技術、知識を学校教育の中に持ち込んでもらいたいと思います。

それから、最後に御提案しているわけですが、これは、私自身も漠然としてはわかつておつたつも

あります。したがつて、これから後、免許状主義といふものがどんどん失われていくわけですから、これがなくすようなことにならないように、ぜひこの点について慎重に構えていただきたいと思いま

す。

最初にお尋ねをいたしたいのですが、これまでの委員会でのやりとりを聞いておりまして、私がわかつたようでもわからない問題がござります。それは、私自身も漠然としてはわかつておつたつものでござりますから、その中で二つだけ申し上げておきたいのは、現行の免許制度の基本理念は、これは遵守をしてまいります。それから、今

おっしゃったことに対する感想でございま

す。

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時四分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時二十八分休憩

&lt;

取得に関する体制、今確かに大学でやつておりますし、その大学が教員養成を目的とした大学である場合もありましようし、そうでない場合もある。もちろん私学でも随分とこれがやられておる。短大でもこれがやられておるという現状、これはその中で多少変動があつたとしても、それがあくまでも開放制を堅持しておるのだとということになるよううかがえるのですが、そういうふうに考えてよろしいのですか。

○倉地政府委員 今先生から御指摘がありましたように、現在の免許制度の基本的な理念として、専門職制の確立とか開放制とか現職研修の重視といふことが言われる次第でございますけれども、この三つの原則のバランスの上に立つて現在の教員養成制度ができておるのではないかと考えている次第でございます。私も、今回いろいろの措置をいたしておりますけれども、あくまでもこのバランスを重視いたしまして、このバランスの中においてそうしたことを行おうと考えている次第でございます。

○鉄治委員 それはあくまでもバランスをどうするかということであつて、閉鎖制であるということは全く当たらないと思うのですが、それどころの話ですね。

○倉地政府委員 御指摘のとおりでございます。○鉄治委員 それで私もなるほどと思うのであります、要するに戦前の師範教育が、戦前の教育のあり方、免許取得のあり方が何か閉鎖制といふ、一口で言えばそんな感じでしようか。

特にいろいろ議事録も調べてみましたが、社会党の木島先生御健在のときに開放制といふことで触れておりますけれども、その議事録を確認しましたら、やはりさつき局長が答弁されたようなことをおっしゃつておられるし、特に戦前の師範の教育は、専門学校でございましたから一般教養課程というものがなかつた、そういう意味で教師に集中した形でされたということが、人間的な幅といいますか、いろいろな含みを持つた幅広い形の人間性を持った教員というものになりにく

かつたというような趣旨のことなどをどうもおっしゃつておられるようでございまして、そういう意味からいえば、教員養成大学も含めて一般教養は単位の中にあるわけだし、大学で教えていることだから、これはまさに開放制といふもの堅持をしていると言えるわけです。いろいろ皆さん方もそれぞれの立場からの御見解がありますから、私も閉鎖制、開放制の解釈について多少違うのかなとは思いますけれども、例をとりますと、免許基準の引き上げというふうな問題について、これが引き上げられると閉鎖制につながるという議論はちょっと筋が違つてゐるのではないかという気がいたします。

むしろ、戦後教員免許法が施行されてからもう随分長い年月たつておりますし、その間に私どもが一番問題とし悩ませ、解決をしなければならぬと努力してきたことに、やはり子供たちの校内暴力とか家庭内暴力とかいじめの問題とかさまざまな問題が起つてきておる中で、生徒指導などについての専門的な知識なり基礎知識が先生方にも養成課程の中で免許を取るまでにやはり必要ではないかななどいうことが随分議論をされたりましたと思ひます。我が党の中でもその議論はして、これはやはり必要ではないかな。要するに、これは子供のために、子供をよりよく教育していくために必要なわけでありまして、閉鎖制にするとかしないというふうな議論ではないのではないか。また、端的に思いますのは、コンピューターとかああいうものが随分と使われるようになつてしまいまして、前免許法をつくったときにはそういったふうに思ひますのは、コンピューター

とかああいうものが随分と使われるようになつてしまいまして、前免許法をつくったときにはそういう段階のものは何もなかつた、しかし、今ある以上は教員としてそれを使うための基本的なものがあるのではないか、そういうふうに思ひます。この点について御見解を承りたいと思います。

○倉地政府委員 教員の使命について法律上明記すべきではないかというお話をございますが、免許法は免許についていろいろなことを規定しておりましたけれども、あのときは確かに、わかりや

すぐ言えれば単位を現行の免許法よりは大幅に多く取らなければいかぬ、そういうことでこれは行き過ぎておるということで、審議には入れませんで

いたが、私たちは方向として反対の態度をとつておきました。しかし、今回出されましたものについては、必要なものがそれ相応に引き上げの中で置かれておるのではないか、こういう判断で賛成という立場をとつておるわけでございますが、そ

ういう形の中で私は議論をすべきだと思いますけれども、この点について文部省の御見解を承りました

いと思います。

○倉地政府委員 今先生がいろいろ御指摘になつたことに同感でございまして、時代の要請に応じて免許基準を引き上げるにしても、まさに学校の現場で必要とされる生徒指導とか特別活動とかコンピューター等を含めました教育の方法・技術などについて教員の養成課程においてもその基礎を勉強していただきたいということでございまして、あくまでも三原則を維持しつつそうした問題について対処してまいりたいということで私はともに努力しているところでございます。

○鉄治委員 教員の皆さん方、大変御苦労していますが、要するに戦前の師範教育が、戦前の教育

の使命感とか任務をどういうふうに重く考えて教えることに取り組んでいただくかということだと思います。この点については単位を取る中でもまた実習の中でもこれから教えられていくのであ

りますが、何かもう一つ注意点を欠く感がありましたが、何かもう一つ注意点を欠く感がしておるわけでございます。こういう教員養成と

また、短期大学卒業程度を基礎資格とする免許格とした免許状でございまして、一種免許状を基礎とした上でその特定の分野についてさらに深化させたというものです。

○倉地政府委員 まず第一に専修免許状でございまして、専修免許状はなぜ必要なのか、また、専修免許状はなぜ必要なのか、こういった点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○鉄治委員 教員の皆さんは、その中で特に大切なのは教師の使命感とか任務をどういうふうに重く考えて

いたしまして、二種免許状が用意されている次第でございまして、これは一種との比較におきま

す。この点について御見解を承りたいと思います。

○倉地政府委員 教員の使命について法律上明記すべきではないかというお話をございますが、免

許法は免許についていろいろなことを規定しておられたのではないかということですね。特に中学校以

育公務員特例法以下の法令によりまして規定している次第でございます。

○鉄治委員 免許取得のときにそういったものを作り明記するという法的整備はどういうふうにするか、私も素人で詳しくございませんが、できる限りの立場から御見解がありますから、私は

なるばくひそこの時点で明記をしていただくといふことでお尋ねを申し上げました。

次に進ませていただきたいと思いますが、普通免許状の種類を現行の一級、二級から新たに専修、一種、二種、この三種類に細分化されておるわけでござい

ます。この目的はどういうところにあるのか、また、専修免許状はなぜ必要なのか、こういった点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○倉地政府委員 まず第一に専修免許状でございまして、専修免許状はなぜ必要なのか、また、専修免許状はなぜ必要なのか、こういった点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○鉄治委員 まず第一に専修免許状でございまして、専修免許状はなぜ必要なのか、また、専修免許状はなぜ必要なのか、こういった点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○倉地政府委員 まず第一に専修免許状でございまして、専修免許状はなぜ必要なのか、また、専修免許状はなぜ必要なのか、こういった点についてお聞かせをいただきたいと思います。

下の専修免許取得のための教職科目を大学院で開設する場合には、一般的の大学または私学等では大変なことになるのではないか、これは議論されておりましたけれども、この点について大変心配するわけでございますが、それに伴つて専修免許状が非常に取りにくくなるのではないかという気がいたしておりますが、この点についてはいかがですか

○鍛治委員 免許状に相当いたしますので、それとの均衡を考慮しつつ今後検討するということを考えている次第でございます。  
○鍛治委員 そうすると、専修免許状を持つていてなければ教頭、校長にはなれないということですか。具体的にお尋ねですが、ちょっとお答えください。

免許状に相当いたしますので、それとの均衡を考

つ明確に御答弁をいただきたいと思います。

つ明確に御答弁をいただきたいと思います。  
最初に、教職の専門科目の中の教育の方法・技術、これは情報機器・教材の活用を含んでおるわけですが、これに関する科目においては情報機器等のハード面を重視してやらなきゃならないのか、ソフト面を重視してやる方がいいのか、なかなかここらあたりでの迷いがあるようですが、こ

**○鍛治委員** 次に参りますが、教職専門科目の具体的な名称については大学側の自由な選択に任せられるのかどうか、これについてはいかがでござるか。

○倉地政府委員 教職に関する専門教育科目を具体的にどのような科目として大学が設けるかということ等でございますけれども、これは、現在御提案しております法律が成立した後に引きまして、単位の修得方法ということで文部省令で定めることになるというふうに考える次第でござります。

それで、私ども、文部省令として定める場合に、  
昨年の教育職員養成審議会が御答申になつたことを  
最大限尊重してやつてしまいたいというふうに  
考へてゐる次第でござりますが、その御答申の中  
では、大学における関係科目をできるだけ彈力的  
に開設することができるようにしておきたいといふこと  
いろいろ御工夫をされておられるわけでございます。その  
中の一つが、例えば現行の「教育原理」とか「教  
育心理学、児童心理学」などをいろいろ構成成  
えまして、それを「教育の本質と目標に関する  
科目」「児童・生徒の心身の発達と学習の過  
程に関する科目」、それから「教育に係る社会的  
制度的又は経営的な事項に関する科目」というよ  
うに構成を改めたらどうかということを御提案して

なつて いる次第でござい ます。  
これは学ぶべき領域とそのねらいを明瞭にされて いるといふことでございまして、私ども文部省令をいろいろ考へるに当たりましてもこうしたこと を十分考へてやつてまいりたいといふふうに考へる次第でございま すが、このように規定いたしましたと、具体的にどのよ うな名稱を大学が科目として設けるかといふのは基本的に個々の大学の判断にゆだねられるということになる次第でござ います。

○倉地政府委員 給与につきましては、現在のところ、いろいろなことを措置するということは考えていいない次第でございます。

また人事につきましては、地方公務員法以下の規定があるわけでございますけれども、能力の実証に基づいて昇任、昇格等が行われることになるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

ただ、校長、教頭の資格につきましては、現在、高校の一級の免許状がございますが、それが専修

○倉地政府委員 高等学校につきましては、現在のところは一級免許状でござりますが、それが専修免許状にかわるわけでございますから、高等学校的校長、教頭の資格は専修免許状ということになる次第であります。それから小中学校につきましては、現在の一級免許状は一種免許状になるわけでありますから、一種免許状が必要な資格にならるわけでございます。ただ、それにさらに専修免許状も加えるということにならうかと思う次第でござります。

○鈴治委員 多少細かい質問になるかもわかりませんが、私も幾つかの大学に行つて関係の先生方に会話をするとお話をするとお話をするとお聞きいたしました。その点をこの中でお尋ねしたいと思いますので、ひと

○倉地政府委員 昨年の十二月に御答申いただき思ひます。また教育職員養成審議会の答申におきまして、事前事後指導といたしまして、他の校種でございますとか青少年教育施設、児童福祉施設、少年院などにおきます教育的経験を含めることができますようにすべきであるという提言がされているわけでござります。そうした趣旨を考えますと、やはり大学の指導計画の範囲内で学生が行うボランティア活動も事前事後の指導の内容の中に取り入れていくということの方が妥当ではないかといふふうに考える次第でございまして、そういう方향で今後ひとつ検討してみたいというふうに思つて、いろいろふうにした場合にその単位の認定はだしている次第でございます。

○鍛治委員 免許基準が引き上げられるに伴つ

て、各大学の既設の教職課程について改めて課程の設置を申請し直して文部省の認定を受けることが必要になるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○倉地政府委員 今回の改正によりまして、免許状の種類を改めるとともに教職に関する専門教育科目を中心と免許基準が引き上げられることになる次第であります。そういたしますと、改正後の免許基準を満たす授業科目が開設されているかどうかというようなことについて確認する必要が出でてくる次第でございます。既に課程認定を受けている大学についてもそうしたことを確認する必要がございますので、改めて認定を行う必要があるのではないかというふうに考へていてる次第でございます。

○鑑治委員 従来、教職課程の認定に当たつては、一学科一免許という方針がとられてきているようですが、免許法の改正を機会に、単位修得の条件を整えた場合には一学科で二つの分野の免許を取ることができるように認めてほしいという要望もあるようございますけれども、この点についていかがでしようか。

○倉地政府委員 現在の課程認定の基準でございまが、これは五十三年に審議会でお決めになつた審査基準などがあるわけでございます。具体的にその内容を今申し上げませんけれども、先生の御指摘のように、一種類の免許状ということに原則的にはなつていてる次第でございます。今回、免許法が改正されるわけでございますが、今後具体的にどういう基準によって課程認定を行なうかといふことは養成審議会おいてひとつ御検討いただきたいというふうに考へていてる次第でございますけれども、私どもいたしましては、教員の専門性の向上という観点から考へますと、現行どおりの取り扱いとすることが今回の法律改正の趣旨に最も合致するのではないかというふうに考へていてる次第でございます。

ただ、現行の審査基準の中においても教員養成を主たる目的とする学科、それから、その他特別

の学科というのがございまして、専攻領域が広い分野にまたがっている学科、それから当該学部の共通講座で関係の授業科目を開設している学科などというのがございまして、そうしたところにつきましては二種類の免許に限つて認定することができるということがありますので、今後におきましては、こうした基準に該当するようなことであれば二種類の免許状に限つては認定されるということになります。

○鑑治委員 一種免許状を持つてある教員が大学院等において研修を積み重ねて頑張った上に専修免許状を取得した、こういう場合に、給与上については、これは特に免許状を取得したから号俸を上げるとか給与を上げるとかいうようなことは考えていないというふうに私どもは聞いておるのでありますけれども、これは何らかの取り扱いをしますが、この点についてはいかがでございましょうか。

○倉地政府委員 一種免許状を有している教員が大学院等において研修を積んで専修免許状を取得した場合に、給与上何らかの扱いをしてはどうかということでございますが、この問題につきましては、専修免許状の新設により給与上の扱いを変更することは現在考へていないのが現状でございまますけれども、御指摘の点も含めまして今後の課題として受けとめさせていただきたい、かように考へる次第でございます。

○鑑治委員 それで、ちょっとと確認の意味で御質問申し上げるのですが、一種、二種とか専修免許、これをそれぞれの各学校の段階、短大、学部、それから修士課程ということになつて、修士課程を出れば専修免許状、学部ですと一種ですね、その一種、二種と専修免許というものを、それぞれ学校のときには免許を取つて採用された場合、特に一種と専修免許をもらつてすぐ教員になつた場合には、そのときには給与面ではやはり差というのはつくのですか。

○倉地政府委員 今先生の御指摘の点は、私なりにちよつと申し上げさせていただきますと、大学を卒業して直接修士課程に入つて勉強されてました教員に戻つた場合に、給与の格差があるのではなくかという御指摘かと思います。現状においては一号の格差がついているのが現状でございます。

○鑑治委員 私の質問を整理してまとめていただきたいのですが、まさにそこに私はちよつと疑問がありますので、やはりそれだと、一たん一種の免許を持つて教員になられている方がせつからく努力して専修免許状を取られたのに、そんなことなら修士まで行つてから、号俸が上がつたところでぱいと教師になつていた方がよかつたということにもなりかねません。

それからもう一つには、教頭、校長への条件となるということでもござりますから、それはそれなりに、それを目指す方はその方面で、例えば一種の方は専修免許を取ろうという努力はなさるかもわかりませんけれども、実際問題として、例えば我々の立場からすれば、子供を教えてくださる先生方が技術的にもまた人間的にもいろいろなものをだんだんと磨いていくついただいて、特に免許も高い方の免許がすぐれた専門的な、子供にとってはよりいいということになり、その先生から教えられる方がいいということになりますから、我々とすれば専修免許状を取得するということに向かつて先生方に御努力を願つて、その技術を駆使して子供たちを教えてほしい、率直にそういう感じも持つわけです。

だけれども、教師という立場になると、よく世間でも言われるのですが、人間というのは、やつてもやらなくとも状態は変わらないのだということがあると、やるという方向にどうしてもなりにくいわけですね。確かに自主研修とか、自発的にやらなければいけぬということはわかるのですけれども、やはりいろいろな仕事を抱えておつたり

いろいろなことに取り巻かれますと、どうせ苦労してそこを取らなくても、もう取つても取らなくとも状況は全く変わらないのだということになるところが、どうしても努力をしてもう一つ上の方向を取らなければいけない意味で子供のために一生懸命上位だから、いい意味で子供のためにそれなりにその努力というものを認めてさしあげて、先ほど申し上げたように給与の面でも待遇してさしあげるといふのがやはり大切なことではないかなということでございまして、私は、この問題、少しだけこく申し上げておるわけです。この点について、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○倉地政府委員 専修免許状の新設によりまして給与上の扱いを変更するということを現在考へていないのが率直の状況でございまますけれども、御指摘の点も十分含めまして今後の課題として受けとめさせていただきたい、そのように考へる次第でございます。

○鑑治委員 では、次に進めさせていただきまして、どういう条件を整えることによりまして大学院の修士課程では専修免許状を出すことが可能なのか。中学、高校の場合、小学校、幼稚園の場合、いろいろあるわけですが、そして専修免許状を出そうとする場合に、一種免許状の場合とは別に教職課程を設置して課程認定というものを受ける必要がありますのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○倉地政府委員 これは課程認定を受けていただく必要があるということでござります。

○鑑治委員 次に進めさせていただきますと、特別免許状の創設など、社会人の活用を図るということはどのような形で求められているのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

から教育に熱意と識見を有する社会人を登用するということです。これが学校教育の活性化を図る上で極めて重要な要素だというふうに考えておられる次第でございます。

現在のところ、学校現場においては実技教科を中心としてすぐれた専門的知識、技能を有する社会人を登用するということが非常に求められています。

わざいりますけれども、現行制度でございまして、これは臨時免許状を授与して来ていただくとか、教諭のお手伝いをするというようなことでもございいたぐということになるのが実態でございまして、人数も非常に限られているのが現状でございます。

そういうことで、特別免許状の創設によりまして、すぐれた社会人を教諭として登用しようとしていることでございまして、こうしたことは教育委員会や学校関係者からも私ども要望をいただいているところでございます。

○鐵治委員 そういう特別免許状をお持ちになつた方が教員として教えていただく、これは私どもも大変いい形だと思います。また特別非常勤講師のようないい社会人の活用の道を開いて教員として働いていたぐと、いうことも望ましいこと、我々はこういうように思つておるわけでございますけれども、さういふことは学校が社会経験者のみに依存するので仮にどんどん入つてこられた場合に、数がだんだん多くなりますと、これまでの質問にありますたような教育の専門性というのが非常に薄れてくる、さらには学校が社会経験者のみに依存するというような形に偏るのではないか、これは極論でございましょうか。

○倉地政府委員 社会人の活用ということ、特別免許状でございますとか非常勤講師の制度を設けようとしているわけでございますが、これはあ

くまでも教員養成における原則の中の専門性といたような原則との調和の上に図られるべき制度ではないかというふうに考えておられる次第でございます。

そういうことから、特別免許状を授与できる教科につきましても、小学校では音楽、図画工作などの教科に限定しておりますし、特殊教育諸学校におきましては特殊な教科ということで限定して

いるわけでございます。また、その手続におきましても、合格者を決定するときには学識経験者の意見を聞かなければいけないというような厳格な手続も設けているわけでございますし、その効力についても地域や期限によって制限を設けているわけでございます。そうしたもろもろの制限を加えることによって本来の教員養成の原則との調和を図りつつ社会人の活用も進めてまいりたい、そ

うの如く、このように考へておる次第でございます。

○鐵治委員 ゼビひとつバランスをとりながらおやりいただきたいと思います。

次にお尋ねをいたしますが、社会人を入れるという方向で今議論をしてきたわけでございますけれども、逆に今度はすべての教員の方々を他の産業等で経験を持たせるというような道を開くといふのはできないのかな。というのは、私も前に地方議会にいたことがございますが、そのときに役所関係の皆さん、いろいろ議論の中でやはりどうして役人はできないのかな。というのは、私も前に地元の議員として、今申し上げたようなことを

結果をまた将来生んでいくのではないかな、こういふふうに思ひますので、御提案として御質問申し上げるわけですが、そういう形のものをお考えにならうと思ひます。そういう立場に立つたときに、考え方として、今申し上げたようなことをある意味では実施してみると、そのことは大変いい結果をまた将来生んでいくのではないかな、こういふふうに思ひますので、御提案として御質問申し上げるわけですが、そういう形のものをお考えにならうと思ひます。そういう立場に立つたときに、考え方として、今申し上げたようなことを

上がるわけですが、そういう形のものをお考えにならうと思ひます。そういう立場に立つたときに、考え方として、今申し上げたようなことを

上がるわけですが、そういう形のものをお考えにならうと思ひます。そういう立場に立つたときに、考え方として、今申し上げたようなことを

上がるわけですが、そういう形のものをお考えにならうと思ひます。そういう立場に立つたときに、考え方として、今申し上げたようなことを

上がるわけですが、そういう形のものをお考えにならうと思ひます。そういう立場に立つたときに、考え方として、今申し上げたようなことを

なんかを学ぶといいますか、そういうものをした上で役所で頑張つていただくと大変いい形で行われるのではないかと言つたことがあります。それが、その後多少あちこちでそういうことを実施しているというような話を聞いて、大変いい効果があるというようなことも聞いているわけです。

この前、参考人の質疑のときにもちょっと各先生に御質問申し上げたこともあります。やはり先生方は広く社会を知つていただくという意味で、先生方自身が悪いというわけではございませんが、幅広くいろいろな形の中で自分自身の人格を磨いていくということ、こういうことも必要であろうと思ひます。そういう立場に立つたときに、考え方として、今申し上げたようなことを

上がるわけですが、そういう形のものをお考えにならうと思ひます。そういう立場に立つたときに、考え方として、今申し上げたようなことを

いつて、かつ体験を深めてくるということもその研修のプログラムの中に入れるよう努力している次第でございます。そうしたことを通じてできるだけ広い視野を教員も養うよう私ども努力してまいりたいと考える次第でございます。

○鐵治委員 いろいろな場でぜひ工夫はしていただきたいなど、いうふうに思います。私たちも、自分たちのやつている以外の方々とお会いをする、

お話を聞くなど、いうのは視野も広くなりますし、やはり非常に勉強になるんですね。そういう意味で御要望を申し上げておきます。

次に進ませていただきまして、特別免許状を取得した者について普通免許状を取得するという道は開かれているのかどうか、お尋ねをいたします。

○倉地政府委員 特別免許状につきましては、先ほど申し上げましたように、限定された領域につきまして、厳重な手続によって授与されるわけではございませんが、これは三年から十年の期限つきの免許状ということになる次第でございます。

そして、そうしたことによりまして普通免許状とは別建での免許状ということになつておりますので、特別免許状を基礎として普通免許状を取得するという制度にはなつてない次第でございます。

○鐵治委員 じゃ、まあとにかくその道は開かれてしまつて、かりに免許状を取れても、それは別途の免許状ということになつておりますので、特別免許状を取得するという道もなつてないということですね。考え方のならば

で、御要望を申し上げておきます。

○倉地政府委員 これは、大学を卒業されたり大

学院を修了された方で教職に関する専門教育科目を履修していかつたがために免許状を取得する機会を失つた方々に対しまして、一年間教職特別

課程に在学していただき、所要の教職に関する専門教育科目を履修していただき免許状を取得できることで、この構想は出ている次第でございます。

ただ、そういうことでござりますので、例えば実習の事前事後指導などにおきましては、学校の中に閉じこもらないでいろいろなところへ出かけていろいろな体験をするということを御提案する次第でございますし、また、いろいろな研修を実施しておりますけれども、そうした研修の中においてもできるだけ広く社会に出かけて

○鍛治委員 私もこれは適切な措置だと思いますが、大学側の対応としては、社会人を対象に一年間の教職課程をつくって教員免許を出す場合に、そのために独自の教職課程を設置して課程認定を受ける必要があるのかどうか、この点を疑問に思つておる向うがござります。この点についてはいかがでしようか。

○倉地政府委員 この教職特別課程も、免許状を

○鐵治委員 次に参りますが、これも今まで御質問なさった各委員の方々で御質問も出ておったようですが、確認の意味を含めて再度お尋ねをいたします。

二重免午犬を有する牧場が一重免午犬を取扱す

二種免許状を有する委員が二種免許状を取得するためには単位修得すべきものとしての授与権者から指定された講習等を受講する際には本人は休職、休暇、それから勤務、このいずれの取り扱いになるのか、お尋ねをいたしたいと思います。この場合に現場の欠員を補充する予定、人事上の措置というものはお考えになつていらっしゃるのかどうか、これもあわせてお尋ねをいたします。

○倉地政府委員 これは該當者がお出かけになる講習会等の形態とか時期とか期間等により異なつてくるわけで、一概には言えないわけでございますけれども、現在行なわれております認定講習の例から考えますと、そうした認定講習などにつきましては職務専念義務の免除という形で出かけているのが多いというふうに聞いている次第でございます。まして、およそそんなような形になるのではないかというふうに考える次第でございます。

○鍛治委員 専修免許状の取得について、一種免許状の所持者が専修免許状を取得するという方向について、これは奨励して、やれというふうに考えていらっしゃるのかどうか、お尋ねをいたし

○倉地政府委員 せつかく専修免許状といふ免許

状が設けられるわけでござりますから、私どももいたしましては、一種免許状をお持ちの方がいろいろ研さんを積まれて専修免許状をお取りになることは非常に適切なことではないかというふうに考へている次第でござります。

そうした観点から、今後とも派遣の定員の措置などとつてまいりたいと思っておりますし、また、仮に認定講習というようなことが行われる場

合には、現在行われております認定講習と同じように教材とか講習に要する経費などにつきましては、現在と同じように徴収しないというような援助を続けていくよう都道府県に指導してまいりたい、そのように考へておる次第でございます。  
**○鍛治委員** 免許基準の引き上げについてまた別な角度からちょっとお尋ねをしたいのです。  
大学の自主的な運営にこの免許基準を引き上げるとかいうことは千歩あることではないのか、まことに

た、大学のカリキュラム等に変更を当然迫るものでありますし、大学の自治に抵触するのではないかという議論をなさる方もあるわけでございましょうが、この点についてはいかがでございましょうか。

教育内容についての大学独自の工夫というものが望ましい、こういうふうに臨教審の答申の中でお出しておりますのでございますが、これど矛盾するというふうなことも考え方られないこともありますけれども、この点についてはいかがでしようか。

○倉地政府委員 一番かかわりの多い一般大学との関係で申し上げますと、中学校・高等学校の二種免許状の場合に、単位数を引き上げると言つてもこれは五単位でございますので、この程度の単位につきましては、おおよその大学の中においてこれに対し対応することは可能ではないかといふふうに考える次第でございます。

また、今度の免許基準の引き上げの中には、先ほどもちょっと触れましたが、今「教育心理学」とか「教育心理学」とか一々書いてございまますが、これを「教育の本質と目標」とか「心身の

発達と学習の過程に関する科目」とかいうようなふうに再編成いたしまして、領域とそのねらいを明らかにし、具体的な科目的設定、それからカリキュラムの構成は大学の自主的、個性的な判断にまつというようなことを期待している次第でございます。

○鍛治委員 また、免許基準の引き上げというのにはいろいろ議論がなされておるわけですが、先ほど申し上げましたように、私も幾つか大学へ行きましたいろいろ議論を交わした際にこういう話を出ておりました。これを引き上げるということは、私立の一般大学というのは非常に不利なことが多いいい、どうも文部省は国立の教員養成学部の優遇待遇を考えておるものではないか、これま、私もそうう

中でのいろいろなお話を聞いておると、そのなかで、いろいろなうきをせぬでもなかつたのですが、こうかなという氣もせぬでございましょうか。この点についてはいかがでございましょうか。

さらにもう一つ、教員養成から短期大学が締め出されれるのではないかというふうな、極論すればそういう議論というものもあるわけでございますが、この点についてはいかがでございましょうか。

○倉地政府委員 先ほども申し上げましたように、一般大学との関係の深い中高の基準の引き上げが五単位ということをございますので、さほど困難な事情はないのではないかというふうに考える次第でござります。

また、短期大学につきましても、二種免許状を持つておられる方々の誘導措置などいろいろ規定はしてござりますけれども、二種免許状を取得できる限りの教育機関として位置づけている次第でございまします。

そうした結論につきましては、その過程においていろいろ各大学の関係者、特に私立大学の関係者でございますとか短期大学の関係者の方々につきましても、審議会を通じていろいろ御意見を伺いつつ今回の結論に達しているわけでございまして、

て、そこにおいては一定のコンセンサスを得たものと、いうふうに私ども考えている次第でございまして、す。

○國分政府委員　国立の教員養成大学あるいは学部の整備の問題でございますが、御案内のように、近年の児童生徒数の減に伴いまして、教員への採用間口と申しますか、非常に狭まっている状況にあるわけでござります。したがつて、教員養成大学・学部の卒業生の教職への就職率が非常に下がってきておる、こういう状況があります。そこで、私ども、御指摘のとおり六十二年度から

ら教員養成大学につきまして教員以外の職業分野への進出を想定した課程に転換をきるものは転換試験を促しまして、現在まで、六十二年度で三大学、六十三年度で十三大学、それから六十四年度、これは概算要求中でございますけれども、十三大学でこのようないくつかの転換をするということになつてゐるわけでございます。

今後の問題といたしましては、当面児童生徒数の減の状況が続きます、その先のいわば出生率と申しますか出生の数の推移というものが必ずしも明らかでもございませんし、また、この状況は各都道府県によつて随分実情も異なつてしまいりますので、一律に数字を出すということはなかなか難しいことかと思ひますので、その辺の推移等も見きわめつつ、また同時に、教員養成大学・学部の本来の目的にかんがみまして、その質的低下を止めることをうながすというようなことが万が一にもないよう留意しつゝ今後ともその整備を進めてまいりたい、こんなふうに考えております。

○銀治委員 次に参りまして、改正免許法による教員養成はいつから開始されるようになるのか、

また、何か経過措置というものがとられるのかどうか、お尋ねをいたします。

○倉地政府委員 今回提案している法律でござりますが、これは六十四年の四月一日から施行されることになつて、次第でございますけれども、新免許基準によります大学での教員養成につきましては、大学におきます教育課程の編成等のいろいろ御準備もございますので、六十五年四月一日から施行することとしている次第でござります。

○鍛治委員 これも私が大学関係者の方々といろいろと話し合いをしてみて感じたことでございま

すが、大学関係者の中には、この免許法の改正についてどういうふうになるかと非常に心配してお

る、そしてその内容といいますか、皆さんお持ちの情報、手に入る情報というのが極めて少ない

ようですね、お話をいろいろ聞いております。したがつて、推測をしたその推測の上に立つてさ

らに推測をするところなるのじゃないか、ああな

るのじゃないか、そういう場合に、いい方向いい方向へ考えていくべきですけれども、人間は

えてて悪い方向へ悪い方向へいく、そうする

と、どうも締めつけられてどうにもならぬようになるのじゃないかとか、こんな場合どうするの

のだろうかといふ疑心暗鬼を多分に持つていらっしゃるようです。

そういう中で、例えば今後教員養成を我が大学で行なうにはどんなふうな対応をしたらいいのだろうか、だめになるのだろうか、こういうのが繰り返されていると、どうも縮めつけられてどうにもならぬようになります。

○中島国務大臣 教員の資質としては私は幾つか挙げられると思います。まず第一に、教育に対する使命感の強さだと思います。それから教育に対する熱情、情熱と申しますが、それから子供さん、児童生徒、学生諸君に対する愛情というものが

切実なお話もあつたわけでござりますけれども、

どうもそういう点について、これは文部省あたり

もうちょっとしっかりと、こういう法律案を出さ

れて通そととされるのならば何か努力する方法は

ないのかなというふうなことを痛感してきたわけ

でございますが、この点についていかがでございま

ましょか。

○倉地政府委員 御指摘のように、今回の法律の

改正は大学に関する関係が非常に深いというふう

に理解する次第でござります。

私どもいたしましても、法案が成立いたしま

した場合には、関係大学にいろいろ御説明する機

会を設けまして御理解を得るよう十分努力してま

いりたい、そのように考へている次第でございま

す。

○鍛治委員 これはぜひ努力をしていただきたい

と思うのです。

時間前ですが、私が数を用意しておけば大分時

間的に足りるのじゃないかということでやつてお

りました。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります

ただいま議案になつております教育職員免許法

等の一部を改正する法律案につきまして、先般同

僚の林委員が大要につきまして御質問申し上げて

おりますが、それに続きまして、以下順次政府

の見解をただしてまいりたいと思います。

○中村委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋であります



く、やはり教諭として職務をとつていただくということを考えている次第でございます。  
○北橋委員 政府の現在における基本的なお考え  
といふものは、それ以上の答弁を越えられないの  
かもしません。

○倉地政府委員 いろいろ貴重な御意見を承つておるが、さういふ點で、私は、この問題についての御意見を述べたい。すいわゆる今の日本の社会の常識といふものに合致しているのではないかと思うのですが、給与について何の関係もないということで本当にいいのでしょうか。

今後先生の御指摘を踏まえまして、今後の課題としてはそのように個別の問題にどのように影響するかということを検討していく一つの問題であろう、このように考えております。  
○北橋委員 せひとも、今後大臣並びに政府委員の皆様方の御努力をお願いをしておきたいと思います。

その免許の更新制については現在いろいろと問題があつて考えておられないということでありますが、例えば、では教員免許が失効される、その効力を失う場合というのはどういう場合かということについてお伺いしたいのであります。現在でも、免許が取り上げられるという場合については法律で明文規定がございます。ただし、

私も先般、友人の民間企業に勤めていたりやる方々との問題について議論をしたのですが、民間では職場が活性化するため、企業が生き延びるために毎日さまざまないい切磋琢磨が社員の中に行われております。まさにライバル同士の激しい競争というのが日常茶飯事であります。その中で実績を上げて、管理能力もあり、自分の分野について非常に専門的な能力がある人が管理職になつて、それにふさわしい給与が与えられているわけであります。

いる次第でござりますけれども、先ほど給与について申し上げたようなことでございますので、今後の課題として受けとめさせていただきたいといふに考えて次第でござります。

**○北橋委員** それ以上のお答えは期待をしても無理なのかもしれません、やはり日本の社会は、適正な競争原理があらゆる分野で働いたところの領域については世界一のリーディングインダストリーがいっぱい出現しています。競争が的確に働いていない社会というのは、やはり沈滞をしてしまつたのです。

の皆様方の御努力をお願いをしておきたいと思ふります。

現在でも、免許が取り上げられるという場合については法律で明文規定がございます。ただし、それを見ますと、よほどのことがないと免許の取り上げはない。法文を読みますと「法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められたときは、」となっているのですが、その後に「ただし、現に職にある者については、懲戒免職の処分を受ける、その情状が重いと認められるとき限り」と書いてあるわけです。つまり、現在の教職員については、教職免職の几手を受けるようなど間

学校の先生の場合も、今度の場合、直接紹介をされ、初めとする待遇については今回の免許制度といふものが反映していかないということなんですねけれども、民間で働いている多くの方々の常識からすると、本当にそのようなものでいつまでもいいのかなという気が率直にいたします。

そういうつた意味で、教職員の世界というものが今までのままいいのかについては甚だ私は非常に思つておりまして、給与その他の問題については非常に難しい問題があることは十二分に承知をしておりますが、ぜひともこの制度の定着、もちろんこれはこの法案が成立することを前提にしておるわけでありますけれども、走着ぐあいを目指して、近い将来ぜひともこの検討に本格的に政府が取り組んでいただきことを要望しておきますが、大臣、いかがでしようか。

○中島国務大臣 貴重な御指摘でござりますので、今後の課題として受けとめさせていただきたいと思います。

しれぬを分語の更新策として一たるものをお相談する事  
考はないのでしょうか。

○倉地政府委員 免許状に期限を付しまして更新時に研修を義務づけることは、先生御指摘のようにな資質向上の観点から一つの考え方であるといふうに考えるわけでございますけれども、医師、弁護士など他の職業資格の場合にもほとんどそうした例がないということがございまして、仮に更新できなかつた場合にはどうかということになりますと、我が国の雇用慣行でございますとか、国家公務員法における身分保障との関係上もいろいろな問題があるのでないかというふうに考える次第でございます。

更新のための研修を実施する体制ということに

題のある行為をしない限りについては教員免許については取り上げるということにはならないよう私は理解するわけなんです。

しかし、マスコミでもよく報道されますように、本当にこれが子供の将来を託すにふさわしいような先生なのかな、甚だ疑問に思うような教員につきましても、教員も我々と同じ人間でありますから別に一部の方だとは思いませんけれども、教員としての資質に欠けているのではないか、たまたま学生時代よく勉強されて教員免許を取られていても、その後、社会人としての生活をする中で到底その資質を持っているとは思われないような場合も間々あるんじゃないかと思うのです。そういう

の他を勘案して三種類の免許にするということだけでは、本当に本来のこういった制度を設けていく趣旨が生きてくるんだろうかという疑問を率直に感ずるわけです。

当面は、まずこの制度が滑り出していくということを前提にして、定着をして教職員の皆様方に十分問題意識を持つていただくことが先決だと思いまので、今すぐには申しませんが、しかし将来はぜひとも給与を含む待遇についてもリンクしていくことが自然だろう、それが民間のみならず

ただ、一言つけ加えれば、この三種類の免許をつくりたことによりまして給与上の扱いを変更することは現在考えていないというふうに政府委員会から答えさせました。私はこの制度につきまして、今御提案を申し上げております教育職員免許法によって変えることは考えていない、こう申し上げた次第でございまして、御存じのように、それぞれはそれぞれの関係法規がございますので、その関係法規に先生御指摘の分がどのように影響していくか、これは個別の問題でございまして、

つきましては、これは相当な人間的措置と予算措置を講ずる必要が生ずるわけでございまして、そうしたいろいろなことを考えますと、今後なお慎重に検討を続けていく必要があるのではないかといふうに考える次第でございます。

○北橋委員 政府の現在における対処方針についてはそれでわかるわけであります、次回の機会に質問させていただこうと思つておつたのですけれども、もし御答弁があるようでしたらお願ひしたいのです。

いう場合には子供たちや父兄には大きな迷惑を及ぼすことになるわけがありますが、こういう場合に對して、免許状の取り上げとか失効というのは的確に行われているのでしょうか。法令の明文規定によりますと、懲戒免職を受けなければというそういう場合でなければ免許の失効はないわけです。現実にいろいろと取りざたされておりますいろいろな問題があつたときに、教員についての免許のあり方というのはこういうことでいいのでしょうか。

○**倉地政府委員** 御指摘の点は大変難しい問題でござりますけれども、私ども教育委員会に対しまして、間々そうしたことがあった場合には早急に対処するよう、またそういう方々についてカウンセリングを実施するなり指導するなりして適正な措置を行ふよう重々指導しているところでございます。今後ともそうした指導を一層強めまして、適正な学校運営が図られるよう努力してまいりたい、そういうふうに考えている次第でござります。

○**北橋委員** 適正に教育委員会等と連携をとつて対処されておるということなのですが、私が問題にしておりますのは、法令上の規定を見ますと、現在職にある教員については懲戒処分を受けない限り、それくらいひどい場合でなければ免許の失効がないわけです。これが本当に社会の常識と合致しているのかどうかという問題であります。

確かに、学校の先生方が教職としての修業を積んでいただいていい先生になつていただくためには、給与を初めとして教職員の方の待遇に対しても格別の特段の配慮を我々がすることは当然であります。そういう意味で、教職員について、現在の免許のあり方といものが一般社会の常識的な線から見て、懲戒処分、懲戒免職にならない限りは手がつけられない、こういうことで法令上はいいのかどうかということをお伺いしたいのですが、もう一遍答弁をお願いします。

○**倉地政府委員** 現行制度で申し上げますと、免許状 자체につきましての法令の体系にはそうしたことについての準備がないというのが実情でございまして、むしろ任命権者の問題といたしまして、非行があつた場合の懲戒処分、それから心身の故障に伴う分限処分といふこととの対象になるケースではないかというふうに考える次第でござります。私ども、教育委員会に対しましては、そういう事例に対しましてはこの分限等の規定の活

○北橋委員 これは質問通告しておりませんでし  
たので、大変御迷惑をおかけいたしましたが、い  
ずれにせよまた改めてこの問題を取り上げたいと  
思いますので、そのときにまた再度質問をさせて  
いただくことにいたしたいと思います。懲戒免職  
の処分を受けて、その情状が重いと認められると  
きに限つて教員の免許を取り上げになるというの  
は、やはり学校の先生に、いい先生に習いたいと  
思つてゐる子供たちや父兄にしてみるとややそろ  
いつた方々の気持ちとは離反しているように私は  
思えてなりませんので、ぜひこの免許問題を議論  
するに当たりまして今後の政府の検討課題にして  
いただきたいと思っております。

さて、この問題につきましてはこの程度にいた  
しまして、採用後十二年ほど経過をいたします  
と、二種免許の取得者は一種免許取得のための認  
定講習などを受けることになるわけであります  
が、認定講習の中身は具体的にどのようなものに  
なるのでしょうか。例えば、形式的に単位を取れ  
ばよいということで終わりになるのでしょうか。  
もし具体的な中身がある程度固まつております  
ら御説明をお願いしたいと思います。

○倉地政府委員 これは、認定講習で所定の単位  
をお取りいただければ二種の方も一種の免許を受  
けられるということをございまして、認定講習の  
中身につきましては、教科についての中身もござ  
いますし、また教職に関する中身になつてゐる場  
合もあるわけでございます。それぞの講習の場  
合に応じましてその中身が決まってくるというこ  
とになる次第でございます。

○北橋委員 そうしますと、教科あるいは教職に  
かかわるものもある問題についてというそういうう  
大まかな項目程度にしか今の段階ではわからな  
わけですね。さらにそれを突っ込んでやるのは法  
案が成立した後の作業ということになるわけで  
しょうか。

ありますれば、国語でございますとか数学でございますとか、そういうものについての講習ということになる次第でございますし、また教職に関するものでございますれば、児童の心身の発達の状況、児童心理の問題でございますとか教育原理の問題でございますとか、そういうものが内容になつてゐる次第でございます。

○北橋委員 そういうことで結構でございますが、この法案が審議されるに当たりまして、現場の教職員の先生方の中には、どういった講習になるのだろうか非常に不安も持たれておりますので、できることならある程度ガイドラインが政府の答弁から出ることを期待したわけであります。が、今後現場の教職関係の方々と十二分に練り合わせをして、過度な不安をいたずらに招かないよう、善処方をぜひお願ひしておきたいと思います。

そこで、その二種免許を持つてゐる先生が認定講習を受けに出るようの場合に、欠員が出ることも考えられるわけであります。そのための穴埋めはどうされるのでしょうか。任命権者による受講機会の提供は具体的にどのようになつていくのか、ひとつよろしくお願ひいたします。

○倉田政府委員 二種免許の方が一種免許を取るために認定講習にお出かけになるときの問題でござりますけれども、教員が学校をあけることは望ましいことではないと私も考えてゐるわけでございまして、認定講習等はでき得れば長期休業期間中に行うようにということで考へてゐる次第でございます。そうしたことによつて日常の教育活動に支障が生じないよう配慮しつつ単位の修得をしていただくよう努めてまいりたい、そのように考へてゐる次第でございます。

○北橋委員 それでは、認定講習を受けることによつてその間授業に支障が及ぶとか、そういうことはない、あくまでも受け持つた授業は担当しながら認定講習を受けられる、そのように理解しておいてよろしいわけですね。

○**倉地政府委員** 私ども、認定講習はできる限り長期休業期間中に行うようにしてほしいということを考えている次第でございます。それで、そういうことであれば日常の授業には支障はないものと考えてお答えでございます。

○**北橋委員** 次に、二種免許から一種免許に昇格される場合に、経験年数に応じた単位軽減措置といふものがあるわけですが、採用後十五年経過した教員については講ぜられないことになると思します。十五年経過して一種免許を取得しようとすると者については少々厳しいような気もするのですが、けれども、単位修得のために特段配慮する必要はない」とお考えでしようか。

○**倉地政府委員** 今先生が御指摘になりました制度の適用のある方はどのような方かと申しますと、法律が六十四年四月一日から施行されるといたしますと、それ以後に採用された教員といふことになる次第でございます。そういうことでございまますから、実際にそういう方が出て来られるのは十二年後の話になる次第でございます。

私どももいたしましては、今回の法律が成立した既には、その後採用される方につきましては教員になられた当初から計画的に単位を修得していくただきましたし、最低としては十単位修得されれば一種の免許状が授与されるわけでございますから、十二年の間に計画的に単位をお取りいただきたいと考える次第でございます。

その十二年、計画的にやりつつもなおかつ単位が取れなかつた場合については、三年の間に授与権者が受けさせていただく講習等を指定し、かつ任命権者はその先生にできるだけその講習を受けていただくよう協力し、三者の協力によつて残りの単位をお取りいただくということを考えている次第でございます。それでもなおかつそういうことが実らなかつたというときに、今先生御指摘の制度が働くわけでございますが、三者の御努力によつてこうした事態が生じないことをできるだけ期待する次第でございますけれども、万が一にもそういう事態が生じた場合には、これはやむを得ない

のではないかと考えておられる次第でございます。

○北橋委員 その点についての政府の方針は理解できました。

次に、養護教員の方々の扱いについてあります。

現在養護教諭免許を持つておられる方は、一級で千六百六十七名、二級はそれよりずっと多くて二千三百二十一名となつております。六十二年六月一日現在の数字であります。小中学校の免許を持つていらっしゃる方に比べまして、養護教員の場合は二級免許を持つている者が圧倒的に多いわけあります。同じ小中学校で教職にありながら養護教諭にのみ負担がかかる懸念がなしとはしません。その意味で、養護教諭の養成段階で、養護の先生は短大卒でよいというような姿勢がありはしないか、政府にお伺いをしておきたいと思ひます。

また、養護教諭の一種免許取得のために特段の配慮が必要ではないかと考へるのですが、その点、あわせて政府の方針をお伺いします。

○倉地政府委員 先生、数字を挙げて御指摘でございますが、実態はほぼそのとおりのことではないかと考へる次第でございます。私も、養護教諭の先生の職務も学校の円滑な運営のために欠くことのできない極めて大切な職務と考へている次第でございますが、この養護教諭制度の発足以来の歴史的な経緯がございましてその二級免許状をお持ちの方が非常に多いと考えておられる次第でございます。

現在におきましても二級免許状を付与するための認定講習というのを鋭意開いているような実情にあるわけでございまして、そうした現実から一級免許状をお取りいただく方もなかなか少ないといふふうに認識している次第でございますが、二種の方々が一種をお取りいただくことは極めて適切なことでございますので、そうした観点から私も、今後におきましてもできる努力を続けていきたいと考へる次第でございます。

例えれば各県で認定講習などを行つておりますけれども、そこにおきます受講料を徴収しないとか

教材費も徴収しないとか、そうした援助は今後とも続けて、できるだけそうした講習が受けやすい体制を続けてまいりますよう努力してまいりたいと考えておられる次第でございます。

○北橋委員 養護教諭の皆さん方に対しまして、上級の免許を取得されるように特段の配慮を私の方からもぜひとも文部省にお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、社会人の学校教育への活用という項目についてあります。

今回の法案によりますと、特別免許状は三年以上十年以内において授与権者の定める期間、免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有するものとなつてゐるわけです。現在の臨時免許状が三年以内となつてゐることから見ますと、三年以上としたことについては評価ができると私どもは思ひます。

しかし、十年たちましてなお教員として教壇に立つ意思がおありである、あるいは周りが教員としてぜひ続けて働いてもらいたいといった見識のある先生方についてはどのようないふべき対応になるのでしょうか。改めて特別免許状を取り直すことになるのか、または教職特別課程で単位を修得して普通免許状を取ることになるのか。そういう点について政府の見解をお伺いいたします。

○倉地政府委員 特別免許状を基礎といたしますが、または教職特別課程で単位を修得して普通免許状を取ることになるのか。そういう点について政府の見解をお伺いいたします。

○北橋委員 私どもは、今回政府の提案された法案の中で、見識を持たれている、そして経験豊かな社会人に学校教育の現場にこれからどんどん来ていただけた教育現場を活性化させるということについては大賛成でありますと、よく思いつけて評価をしておる一人でございます。

そういう意味で、十年たつてどうなるのかという問題、先の話でありますが、十年間の教員としての実務経験というものは非常に大きなものがものとなつてゐるわけです。現在の臨時免許状が三年以内となつてゐることから見ますと、三年以上としたことについては評価ができると私どもは思ひます。

ただ、そういうことがこれからの教育現場の活性化にはぜひとも大事なことだと私どもは信ずるものであります。政府は十年間教員として特別免許状を持たれた方々の実務経験というものを適切に評価されるお考えがあるのでしょうか。

○倉地政府委員 まさに貴重な御意見をいただきていておるところでございますけれども、今回御提案申し上げている特別免許状につきましては、十一年という期限があるわけございまして、そこにおきます経験年数がさらに評価されて普通免許状につながるとかそういう措置を講じていなかつた次第でございます。これは、特別免許状と教員養成の諸原則との調和ということを考えましてこのような措置を講じた次第でございますので、その辺のところを御理解のほどをお願いする次第でございます。

○北橋委員 大臣に、この社会人を登用するということについて忌憚のない御決意というものを私は、聞かしていただきたいのですけれども、私も、父が高等学校の数学の教師をしておりました関係で、教職員の現場の話については小さいときからよく聞かされていたのですが、非常に熱心な先生でも、熱心であればあるほど専門ばかりになるとか、そういうことをみずから反省をされているような方も少なくありませんでした。そういう先生は実はしばらくは思うのですが、そういう意味で、私はこれからはどんどん実社会で活躍

されている方々にいろんな機会にこの特別免許状の制度を使って教壇に立つていただくということが、本当に教育の画期的な改革につながつていく意味であります。

もちろん、採用するとなりますと、いろいろと財政的な面とか現場のカリキュラムの編成とか難しい問題もあるうかと思うわけであります。これが教育現場において教職員の皆様方の間にいいますけれども、強力に進めていただきたい。これを私はぜひとも強力に進めていただきたい。意味での刺激になると確信を持っておるわけであります。それがやはり適正に評価をお伺いいたします。

○中島國務大臣 大変貴重な御指摘でございました。

確かに、十年たちましてなお教員として教壇に立つておられる方々の実務経験を有しておられる方々を教育の場に迎え入れるということは大変好ましいことだと思っております。それは、社会的な経験を有した方々の特定の分野での専門的な知識、技術を導入するという点でも非常にいいことだと思いますし、それによって教育現場に幅広い視野と意義をもたらす。私どもも、社会で活躍なさつておられます。それで相当の社会的経験を有しておられる方々を教育の場に迎え入れるということは大変好ましいことだと思っております。

○北橋委員 まだ一方におきまして、政府委員がお答えをいたしましたように、その専門的な分野というものはおのずから限度があると思いますし、また一方におきまして、教員養成が大学における養成を原則とするという部分との調和も考えなければならない。そういう意味で、大変いいことではございませんけれども、一方におきまして三年から十年の間というふうに限定をさせていただいたのはそのため情でございます。

ただ、一方におきまして、政府委員がお答えをいたしましたように、その専門的な分野というものはおのずから限度があると思いますし、また一方におきまして、教員養成が大学における養成を原則とするという部分との調和も考えなければならない。そういう意味で、大変いいことではございませんけれども、一方におきまして三年から十年の間というふうに限定をさせていただいたのはそのため情でございます。

ただ、特別免許状の効力の期限が到達いたしましたときにはまた検定を受けていただきて更新は可能ということにさせていただいておるわけでござります。しかし、先生のおっしゃる意味はよく理解できますので、その点がよく活用できますように努力をいたしまりたいと思います。

○北橋委員 ゼひともこの制度の推進に関しまして、政府の特段の御高配をお願いしておきたいと思います。

さて、このたびの法案では、授与権者の許可を

一一

受けて免許がなくとも非常勤講師として社会人が教壇に立てるようになるわけなんですが、その場合、「教科の領域の一部に係る事項」等の教授または実習を担任する、そういう明文規定になつてゐるわけであります。そこで「教科の領域の一部に係る事項」というのは具体的にどういうものか、できますれば事例を挙げて御説明をしていただきたいのであります。

いうことは可能になると思う次第でございます。  
高等学校の先生がこの制度を活用されると、いろいろな規定がございまして、そうした規定の活用の道もあるかというふうに考える次第でございます。

【項】でございますけれども、それは例えば家庭科の一部としての調理でございますとか社会の一部としての郷土史というようなものが考えられる次第でございます。社会的経験にに基づけられた専門的知識、技能を有する方に担当していただくことで十分に教育効果が期待できる、そういう分野について考えている次第でございます。

○北橋委員 今政府委員の方から郷土史あるいは家庭科のお話が出来ましたが、例えば語学について、特に外国語なんかでもあるのでしょうか、例えば英会話の部分とか。

いうことは可能になると思う次第でございます。  
高等学校の先生がこの制度を活用されるといふことももちろんあり得る次第でございますけれども、高等学校の先生についてはまだこのほかにもいろいろな規定がございまして、そうした規定の活用の道もあるかというふうに考える次第でございます。

○北橋委員 かなり弾力的にされていくと理解をしておきます。

さて、今回の改正で免許状授与に必要な単位数の引き上げがかなり大幅になつてゐるわけであります。どういった科目が今後ふえてくると理解していくのでしようか。また、単に単位数をふやすだけではなくて、養成段階で教師としての動機づけを高める、より実践的な指導力を身につけていくたゞく、そういうたカリキュラム編成も今後必要になってくると思うのですが、そういうたた目のなかで、科目の中身につきまして方針があれば聞かせてください。

○**倉地政府委員** 御指摘の英会話についても可能かと考えておきたいと思います。

○**北橋委員** できるだけいろいろな機会にそいつた科目につきまして専門的知識のある方々から子供たちが授業を受けられるよう、ぜひ特段の御配慮をお願いしておきたいと思います。

いうことは可能になると思う次第でございます。  
高等学校の先生がこの制度を活用されることはもちろんありますけれども、高等学校の先生についてはまだこのほかにもいろいろな規定がございまして、そうした規定の活用の道もあるかというふうに考える次第でございます。  
**○北橋委員** かなり弾力的にされていくと理解をしておきます。  
さて、今回の改正で免許状授与に必要な単位数の引き上げがかなり大幅になつてゐるわけであります。どういった科目が今後ふえてくると理解していくのでしようか。また、単に単位数をふやすだけではなくて、養成段階で教師としての動機づけを高める、より実践的な指導力を身につけていただく、そういうたたかりキュラム編成も今後必要になつてくると思うのであります。そういうたたかりの中身につきまして方針があれば聞かせてください。  
**○倉地政府委員** 科目の中身でございますけれども、教育の方法・技術・これは情報機器・教材の活用を含むわけでございますけれども、教育の方 法・技術に関する科目・特別活動に関する科目・生徒指導に関する科目などを設けることを考えて いる次第でございます。  
また、カリキュラムの編成方法でございますけ

さて、いわゆる非常勤講師として一年間特定の科目を受け持つというようなことも可能になつてくると理解してよいのでしょうか。  
○倉地政府委員 一年間御担当いただくということも可能だというふうに考えている次第でござります。

いうことは可能になると思う次第でございます。  
高等学校の先生がこの制度を活用されるといふことは、これまでもちろんありますけれども、高等学校の先生についてはまだこのほかにも、いろいろな規定がございまして、そうした規定の活用の道もあるかといふうに考える次第でございます。

○北橋委員 かなり弾力的にされていくと理解をしておきます。

さて、今回の改正で免許状授与に必要な単位数の引き上げがかなり大幅になつてゐるわけであります。どういった科目が今後ふえてくると理解してくださいのでしようか。また、単に単位数をふやすだけではなくて、養成段階で教師としての動機づけを高める、より実践的な指導力を身につけていくだけ、そういういたカリキュラム編成も今後必要になってくると思うのであります。そういうふた科目の中身につきまして方針があれば聞かせてください。

○倉地政府委員 科目の中身でございますけれども、教育の方法・技術、これは情報機器・教材の活用を含むわけでござりますけれども、教育の方法・技術に関する科目、特別活動に関する科目、生徒指導に関する科目などを設けることを考えております。

また、カリキュラムの編成方法でございますけれども、教職に関する専門教育科目につきましては、これまで科目それ自体のような名称を掲げておりましたけれども、今日は領域とそのねらいを概説的な表現で掲げまして、大学がその領域に当たるものを自主的に個別の科目を編成していくという彈力的な方法をとっているわけでございまし

**○北橋委員** それでは、大学の先生が小中高で、あるいは高校の先生が小中学校でといったふうにほかの学校段階の先生が教えることもこの制度で可能になると理解していいのでしょうか。

**○倉地政府委員** 大学の教官の場合だと、授与権者の許可を受けまして非常勤講師としてこの制度によって小中学校でいろいろお教えいだぐと

いうことは可能になると思う次第でございます。  
高等学校の先生がこの制度を活用されるといふことでもちろんありますけれども、高等学校の先生についてはまだこのほかにもいろいろな規定がございまして、そうした規定の活用の道もあるかといふに考へる次第でございます。

○北橋委員 かなり弾力的にされていくと理解をしておきます。

さて、今回の改正で免許状授与に必要な単位数の引き上げがかなり大幅になつてゐるわけであります。どういった科目が今後ふえてくると理解していいのでしょうか。また、単に単位数をふやすだけではなくて、養成段階で教師としての動機づけを高める、より実践的な指導力を身につけていくなど、そういうたカリキュラム編成も今後必要になってくると思うのですが、そういうふた科目の中身につきまして方針があれば聞かせてください。

○倉地政府委員 科目の中身でございますけれども、教育の方法・技術、これは情報機器・教材の活用を含むわけでございますけれども、教育の方法・技術に関する科目、特別活動に関する科目、生徒指導に関する科目などを設けることを考えております。

また、カリキュラムの編成方法でございますけれども、教職に関する専門教育科目につきましては、これまで科目それ自体のような名称を掲げておきましたけれども、今日は領域とそのねらいを概括的な表現で掲げまして、大学がその領域に当たるものを作り、個別の科目を編成していくと、いう彈力的な方法をとつておられるわけございまして、大学における創意工夫が期待されるところでございます。

さて、現場の方々のお話を聞いてみると、現教員免許を取得するために修得しなければならないカリキュラム編成について御検討を深めていただきたいと思います。

ない科目というのは、教育原理、教育心理学など、の教職に関する専門科目と教科ごとに定められた教科に関する専門科目とに大きく分かれております。教科に関する専門科目の方は、免許法の施行規則の中で「一般的包括的な内容を含むものでなければならぬ」とされておりますが、実務法のとしては、それぞれの学問の専門家が担当するため、に極めて狭い特殊な内容の講義になることも間々あると聞いておりまして、教員を志望される方にとっては不満なものになつてはいるとも聞いています。そういった意味で、また教科教育法と教科に関する専門科目との連携というものが今後さらに十二分に図つていく必要があると思われであります。政府は教員養成課程における専門科目のあり方について今後どのように対応されるいくのでしょうか、お伺いします。

○倉地政府委員 今先生御指摘のように、教科につきましても一般的なことをやつていただきたいということを規定している次第でございますけれども、御指摘のような点についてもあるいはあります。どうふうに危惧しているところではないかといふふうに危惧しているところでございます。私どもいたしましては、教職に必要な教科と教職に必要な教職に関する専門教育科目を養成課程では今後勉強していただきたい、というふうに考えておる次第でございますので、今後とも各大学におきます養成教育の実態が学校教育の実際に即したものとなるようにいろいろ御要望申し上げたいというふうに考える次第でございます。

教授内容につきましても、そういう観點から改善、工夫していく大体と同時に、道徳教育に関する科目でございますとか生徒指導に関する科目などにつきましては、小中学校などで教育経験をする者ができる限り活用することもお考えいただきますとして、養成課程におきます教育の実態が効果的なものとなることを心から期待している次第でございます。

〔委員長退席、鳩山(邦)委員長代理着席〕

○北橋委員 私も学生時代、講義を受ける場合

に、パーソナリティに満足をするというケースは全然ありませんでした。実際に教員養成課程にある方々にとってはいろいろな不満も多々あると思いますが、しかしこの問題については、現場においては、現場における専門科目のあり方に於いて適切な指導方針についてぜひ検討を深めていただきたいと要望しております。

時間も残り少なくなりました。学習指導要領がこのたび改訂になるということでありますが、現在の高校の社会科は「地歴」と「公民」に再編されることになるとも聞いております。この再編は免許法の改正の中などでどのように対応されておられるのでありますか。

○倉地政府委員 昨年の十二月の教育職員養成審議会の答申におかれましては、「高等学校の教育課程において「社会」が再編成され、教科として「地歴」及び「公民」が設けられる場合には、免許教科として、「地歴」及び「公民」を設ける必要がある。」という提言がなされている次第でござります。

今回の改正案につきましては、高等学校における教育課程の改善がまだなされておりませんので、こうした点についてはまだ改正事項に盛り込んでいいのが実情でございます。高等学校における教育課程の改善がなされました場合には、こうした提言も踏まえまして所要の措置を講ずる必要があるのでないか、そのように考へている次第でございます。

○北橋委員 あと、もう一点お伺いしておきます。

今回の法案は六十四年四月施行の予定であります。六十九年三月末までは経過措置として現在のゼロ単位上進が持続すると聞いておりますが、上級免許を取得できることになると理解できるわけありますが、十年未満の人については、一

種免許所持者の場合、単位修得の努力義務が課せられるわけでありまして、この十年を境にして不均衡、不公平ではないかという声もあるわけあります。こういった点について何らかの配慮はお考えになつておられるのでしょうか、お伺いします。

○倉地政府委員 御指摘のように、法律の施行の段階におきまして十年以上の在職経験を有する方につきましては十五年ゼロ単位がそのまま適用になる次第でございます。十年未満の方については十五年ゼロ単位の制度がなくなりますので、最低単位の修得はしていただかなければならぬということになる次第でございます。

そういうことでござりますけれども、その辺不公平がどうかということをございますが、そうした区切りを設けましたのは、十年を過ぎますと四十五単位のうち二十五単位の単位の軽減ということになりまして四十五単位の半分以上が軽減される次第でございますから、十五年ゼロ単位に対する期待権を尊重するということで十年を一つの項目にしたということでございまして、ひとつ御理解のほどをお願いする次第でございます。

○北橋委員 これで質問を終わるわけであります

が、最後にこの問題を総括いたしまして、私が特に関心を持っておりますことについて重ねてお願ひをいたしまして質問を終わらせていただきま

す。その一点は、先ほどの御説明いただきましたが、各種免許を三種類にすることによりまして将来は給与等の待遇につきましても適切な配慮が必要であつて、それが社会的常識に合致していると

私どもは信じておりますので、ぜひこの御検討を近い将来開始していただきたい、その点が一つで

あります。もう一つは、教員免許について、何もやめても

らうことがこちらの本意ではないわけですが本当

に教員免許を取つた人だろうかという人がたくさんいらつしやるわけであります。私自身も、文教

委員をしております関係で、いろいろな父兄から

その悩みといふのはたくさん聞かされておりま

す。しかし、現在の教員免許法によりますと、懲

戒免職の処分を受けて情状が重い場合と、よほど

のことがなければ失効されないというのはこれは

やはりおかしい。

現代に即してそれは適切に見直

すべきである。教員免許の世界だけがあらゆる資

格の中で特別的な地位にあることは教員にとって

もよくないことだ、私はそう思つております。

この二点を中心にはじみとも鋭意御検討を深めて

いたくことをお願い申し上げたいのであります

が、大臣、何かコメントがござりますればいただ

いて、終わらせていただきま

す。

○中島國務大臣 御質疑の中いろいろ貴重な御

指摘をいただいて、参考にさせていただきたいと

思います。特に、最後に重ねて二点をおしあげ

ておきたい、このようになります。

○北橋委員 ありがとうございます。

○鳩山(邦)委員長代理 次に、山原健二郎君。

○山原委員 私は今まで二日間にわたる質疑を聞いておりまして、大体どの議員の方も時間が足りないということ、それから、幾つかの問題点を残された質問者の方もおいでになります。これは教員の養成に関する戦後の原則にもかかわる問題でありますし、また、教員の資質向上という面から見ましても非常に重大な内容を持つている、しかも、いわばめたない大法案でございます。

したがつて、これを十分審議をしてあいまいさを

残さないといふことが本委員会に課せられた任務

だと思います。

そういう意味で、これは委員長、各委員の皆さ

んにお願いしたいのですけれども、絶対に拙速で

採決をするなどということはすべきではないとい

うことを申し上げておきたいと思います。この前

に上越、兵庫、鳴門教育大学設置の法案が出まし

たとき、法案の大小と申し上げるわけではありませんけれども、せんけれども、この法案よりはもつと狭い範囲の

法律であったことは間違ありませんが、これで

法律の性格そのものが変わつてしまります。その

も一週間、七日間審議が行われております。時間にしまして二十六時間です。きょうこの審議は、私のこの質疑が終わりましてまだ十一時間程度でございまして、戦後における教員養成制度あるいは免許制度をまさに根本的に変える法案の審議にしては時間が足りない、これは率直なみんなの気持ちだと思います。そのことを最初に申し上げたいと思います。

それから、さきの質問者の皆さんとダブルの面も出てまいりますが、要点だけを申し上げなければ時間的余裕はありませんので、そういうふうに質問をいたしたいと思います。

まず第一番に、免許状の三種類化の問題です。

私はどうしてもなぜ三種類にする必要があるのか

ということがまだ理解できません。文部省の方

は、これは三段階ではない、学歴によるランクづけではない、また、給与上の優遇措置は考えていない、こういうふうに答弁されてきたのですが、

きょうお聞きしますと、助成局長は、現在のところ給与上の問題は考えていない、こういうふうに御発言になつたのです。これは一度確かめておきたいのですが、そういうことでしようか。

○倉地政府委員 給与上の措置について何かする

ということについては、現在のところ考えていな

いといふことでござります。

○山原委員 これは確認をしてもらわなければ

どうしても困るのです。これは文部大臣、今まで三

段階ではない、給与上の問題はないんだというこ

とをおつしやつておられまして、今の局長の答弁

は現在のところといふ形容詞がつくわけでございまして、それなら将来はあるのかということになるわけですね。

これはこの法律の根幹に関する問題ですから、

今まで提案者である政府としては、そういうものには関係ないんだということとこれを出してこられたものだと私たちちは思つておつたわけですが、しかしそれは今は考えていないが将来はどうなるかわかりませんよということになりますと、この法律の性格そのものが変わつてしまります。その

点について文部大臣、いかがでしようか。その点

ははつきり確約をしていただかないとの法案審議の基本が崩れてしまうと思いませんが、いかがで

しょうか。

○中島國務大臣 私と政府委員は同じことを言つておると思います。この今度の教育職員免許法によりまして三種類の免許状を御提案いたしておりますが、それによつて給与の変更があるかという御質問がありましたときに、政府委員は現在考えておらないということでおざいます。

同じことでござりますけれども、私は、御提案を

しておるこの教育職員免許法によって給与の他

に差が出るということは考えていない、このよう

に申しておるわけでござります。

私の申し上げているところは、少なくともこの

に差が出るということを考えていない、このよう

に申しておるわけでござります。

私はどうしてもなぜ三種類にする必要があるのか

ということがまだ理解できません。文部省の方

は、これは三段階ではない、学歴によるランクづ

けではない、また、給与上の優遇措置は考えてい

ない、こういうふうに答弁されてきたのですが、

きょうお聞きしますと、助成局長は、現在のところ給与上の問題は考えていない、こういうふうに御発言になつたのです。これは一度確かめておきたいのですが、そういうことでしようか。

○倉地政府委員 給与上の措置について何かする

ということについては、現在のところ考えていな

いといふことでござります。

○山原委員 これは確認をしてもらわなければ

どうしても困るのです。これは文部大臣、今まで三

段階ではない、給与上の問題はないんだといふ

ことをおつしやつておられまして、今の局長の答弁

は現在のところといふ形容詞がつくわけでございまして、それなら将来はあるのかということにな

るわけですね。

これはこの法律の根幹に関する問題ですから、

今まで提案者である政府としては、そういうものには関係ないんだといふことを出してこられたものだと私たちちは思つておつたわけですが、しかしそれは今は考えていないが将来はどうなるかわかりませんよといふことになりますと、この法律の性格そのものが変わつてしまります。その

点について文部大臣、いかがでしようか。その点

ははつきり確約をしていただかないとの法案審議の基本が崩れてしまうと思いませんが、いかがで

しょうか。

○中島國務大臣 私と政府委員は同じことを言つておると思います。この今度の教育職員免許法によりまして三種類の免許状を御提案いたしておりますが、それによつて給与の変更があるかという御質問がありましたときに、政府委員は現在考えておらないことでおざいます。

同じことでござりますけれども、私は、御提案を

しておるこの教育職員免許法によって給与の他

に差が出るということは考えていない、このよう

に申しておるわけでござります。

私はどうしてもなぜ三種類にする必要があるのか

ということがまだ理解できません。文部省の方

は、これは三段階ではない、学歴によるランクづ

けではない、また、給与上の優遇措置は考えてい

ない、こういうふうに答弁されてきたのですが、

きょうお聞きしますと、助成局長は、現在のところ給与上の問題は考えていない、こういうふうに御発言になつたのです。これは一度確かめておきたいのですが、そういうことでしようか。

○山原委員 これは確認をしてもらわなければ

どうでも困るのです。これは文部大臣、今まで三

段階ではない、給与上の問題はないんだといふ

ことをおつしやつておられまして、今の局長の答弁

は現在のところといふ形容詞がつくわけでございまして、それなら将来はあるのかということにな

るわけですね。

これはこの法律の根幹に関する問題ですから、

今まで提案者である政府としては、そういうものには関係ないんだといふことを出してこられたものだと私たちちは思つておつたわけですが、しかしそれは今は考えていないが将来はどうなるかわかりませんよといふことになりますと、この法律の性格そのものが変わつてしまります。その

点について文部大臣、いかがでしようか。その点

ははつきり確約をしていただかないとの法案審議の基本が崩れてしまうと思いませんが、いかがで

しょうか。

○中島國務大臣 私と政府委員は同じことを言つておると思います。この今度の教育職員免許法によりまして三種類の免許状を御提案いたしておりますが、それによつて給与の変更があるかという御質問がありましたときに、政府委員は現在考えておらないことでおざいます。

同じことでござりますけれども、私は、御提案を

しておるこの教育職員免許法によって給与の他

に差が出るということは考えていない、このよう

に申しておるわけでござります。

私はどうしてもなぜ三種類にする必要があるのか

ということがまだ理解できません。文部省の方

は、これは三段階ではない、学歴によるランクづ

けではない、また、給与上の優遇措置は考えてい

ない、こういうふうに答弁されてきたのですが、

きょうお聞きしますと、助成局長は、現在のところ給与上の問題は考えていない、こういうふうに御発言になつたのです。これは一度確かめておきたいのですが、そういうことでしようか。

○山原委員 これは確認をしてもらわなければ

どうでも困るのです。これは文部大臣、今まで三

段階ではない、給与上の問題はないんだといふ

ことをおつしやつておられまして、今の局長の答弁

は現在のところといふ形容詞がつくわけでございまして、それなら将来はあるのかということにな

るわけですね。

これはこの法律の根幹に関する問題ですから、

今まで提案者である政府としては、そういうものには関係ないんだといふことを出してこられたものだと私たちちは思つておつたわけですが、しかしそれは今は考えていないが将来はどうなるかわかりませんよといふことになりますと、この法律の性格そのものが変わつてしまります。その

点について文部大臣、いかがでしようか。その点

ははつきり確約をしていただかないとの法案審議の基本が崩れてしまうと思いませんが、いかがで

しょうか。

○中島國務大臣 私と政府委員は同じことを言つておると思います。この今度の教育職員免許法によりまして三種類の免許状を御提案いたしておりますが、それによつて給与の変更があるかという御質問がありましたときに、政府委員は現在考えておらないことでおざいます。

同じことでござりますけれども、私は、御提案を

しておるこの教育職員免許法によって給与の他

に差が出るということは考えていない、このよう

に申しておるわけでござります。

私はどうしてもなぜ三種類にする必要があるのか

ということがまだ理解できません。文部省の方

は、これは三段階ではない、学歴によるランクづ

けではない、また、給与上の優遇措置は考えてい

ない、こういうふうに答弁されてきたのですが、

きょうお聞きしますと、助成局長は、現在のところ給与上の問題は考えていない、こういうふうに御発言になつたのです。これは一度確かめておきたいのですが、そういうことでしようか。

○山原委員 これは確認をしてもらわなければ

どうでも困るのです。これは文部大臣、今まで三

段階ではない、給与上の問題はないんだといふ

ことをおつしやつておられまして、今の局長の答弁

は現在のところといふ形容詞がつくわけでございまして、それなら将来はあるのかということにな

るわけですね。

これはこの法律の根幹に関する問題ですから、

今まで提案者である政府としては、そういうものには関係ないんだといふことを出してこられたものだと私たちちは思つておつたわけですが、しかしそれは今は考えていないが将来はどうなるかわかりませんよといふことになりますと、この法律の性格そのものが変わつてしまります。その

点について文部大臣、いかがでしようか。その点

ははつきり確約をしていただかないとの法案審議の基本が崩れてしまうと思いませんが、いかがで

しょうか。

○中島國務大臣 私と政府委員は同じことを言つておると思います。この今度の教育職員免許法によりまして三種類の免許状を御提案いたしておりますが、それによつて給与の変更があるかという御質問がありましたときに、政府委員は現在考えておらないことでおざいます。

同じことでござりますけれども、私は、御提案を

しておるこの教育職員免許法によって給与の他

に差が出るということは考えていない、このよう

に申しておるわけでござります。

私はどうしてもなぜ三種類にする必要があるのか

ということがまだ理解できません。文部省の方

は、これは三段階ではない、学歴によるランクづ

けではない、また、給与上の優遇措置は考えてい

ない、こういうふうに答弁されてきたのですが、

きょうお聞きしますと、助成局長は、現在のところ給与上の問題は考えていない、こういうふうに御発言になつたのです。これは一度確かめておきたいのですが、そういうことでしようか。

○山原委員 これは確認をしてもらわなければ

どうでも困るのです。これは文部大臣、今まで三

段階ではない、給与上の問題はないんだといふ

ことをおつしやつておられまして、今の局長の答弁

は現在のところといふ形容詞がつくわけでございまして、それなら将来はあるのかということにな

るわけですね。

これはこの法律の根幹に関する問題ですから、

今まで提案者である政府としては、そういうものには関係ないんだといふことを出してこられたものだと私たちちは思つておつたわけですが、しかしそれは今は考えていないが将来はどうなるかわかりませんよといふことになりますと、この法律の性格そのものが変わつてしまります。その

点について文部大臣、いかがでしようか。その点

ははつきり確約をしていただかないとの法案審議の基本が崩れてしまうと思いませんが、いかがで

しょうか。

○中島國務大臣 私と政府委員は同じことを言つておると思います。この今度の教育職員免許法によりまして三種類の免許状を御提案いたしておりますが、それによつて給与の変更があるかという御質問がありましたときに、政府委員は現在考えておらないことでおざいます。

同じことでござりますけれども、私は、御提案を

しておるこの教育職員免許法によって給与の他

に差が出るということは考えていない、このよう

に申しておるわけでござります。

私はどうしてもなぜ三種類にする必要があるのか

ということがまだ理解できません。文部省の方

は、これは三段階ではない、学歴によるランクづ

けではない、また、給与上の優遇措置は考えてい

ない、こういうふうに答弁されてきたのですが、

きょうお聞きしますと、助成局長は、現在のところ給与上の問題は考えていない、こういうふうに御発言になつたのです。これは一度確かめておきたいのですが、そういうことでしようか。

○山原委員 これは確認をしてもらわなければ

どうでも困るのです。これは文部大臣、今まで三

段階ではない、給与上の問題はないんだといふ

ことをおつしやつておられまして、今の局長の答弁

は現在のところといふ形容詞がつくわけでございまして、それなら将来はあるのかということにな

るわけですね。

これはこの法律の根幹に関する問題ですから、

今まで提案者である政府としては、そういうものには関係ないんだといふことを出してこられたものだと私たちちは思つておつたわけですが、しかしそれは今は考えていないが将来はどうなるかわかりませんよといふことになりますと、この法律の性格そのものが変わつてしまります。その

点について文部大臣、いかがでしようか。その点

ははつきり確約をしていただかないとの法案審議の基本が崩れてしまうと思いませんが、いかがで

しょうか。

○中島國務大臣 私と政府委員は同じことを言つておると思います。この今度の教育職員免許法によりまして三種類の免許状を御提案いたしておりますが、それによつて給与の変更があるかという御質問がありましたときに、政府委員は現在考えておらないことでおざいます。





弁と全く一致をいたしておりますと思ひます。せひとも  
も現在御提案申し上げておりますこの免許法の改  
正につきまして御審議をいただき、御理解をいた  
だければ幸いである、このようになります。

○山原委員 そういう信念でやつておられることは  
はわからぬではありません。提案したこの法律に  
関しては給与上の差をつけるなどということは考  
えておりませんということはわかるのです。そこ  
はわかるのですよ。

そこはわかるのですけれども、私が受け取ったのでは、こういう三種類の免許を出すことになります。ましても、それは給与上の差はつけないということであつたと思います。ところが、他の法令によつてどうなるかわからない、まだ議論をしていて

現在我が言えない、現在はそういうことはありません。というような言い方ですと、どうもあいまいで納得できませんね。これは一つの課題としてちょっと残しておきたいと思います。

時間もかかんなくなりますから、これが修免許状につきまして、これは大学院修士卒といふと極めて高度な教育研究を積んだ方を養成するわけでござりますけれども、これは今まで問題になりましたよう、大学は三十七大学しかこういう大学院を持つておるところはございません。そして、これはもう質問をはしりますけれども、例えば、私は四国ですけれども、四国では鳴門教育大学一つしかないのですね。高知にも愛媛にも香川にも、徳島は徳島大学がありますが、鳴門教育大学のみにしかないのであります。九州にもたしか九州大学と熊本大学ですね。東北ですと、私は東北大と福島大学だらうと思いますが、物すごい格差が出てくるわけですね。これは何か大学院をふやす御計画がありますか。あれば示していただきたい。

○國分政府委員 大学院の問題でござりますが、國立の教員養成系の大学院修習課程につきましては、先般来お答え申し上げておりますように現在二十一大学にあるわけでございますが、昭和六十五

四年用におきましては二万字の新語で、  
こういうことで進めてきております。今後とも各  
大学におきます構想の状況、あるいは教員組織の  
状況等も踏まえまして逐次整備してまいりたいと  
いうふうに考えておる次第でございます。

なお、大学院はただいま申し上げた数字でござ  
いますが、このほかに専修免許状の取得に対応で  
きると考えられるいわゆる教育専攻科があるわけ  
でございまして、これも昭和六十三年度現在で申  
しますと、現在二十九大学に設置されている、こ  
ういう状況にござります。ただいま四国について  
の例をお話しになりましたけれども、例えば香川  
大学、愛媛大学、高知大学にはこの教育専攻科が  
置かれているところでございます。

〔城山〕井麥員長代理退席 岐田委員長  
代理着席

○山原委員 昨日文部省の方から大体現職の先生方の構成をいただいたのですが、例えば小学校ですと、現在一級の方ですね、これが今度は一種になられるわけですね。それから二級の方が二種ですか。この一級の一種になられる方が二十八万六千九百五十三名、それから二種になられる方が三万五千四百二十一人、中学校は一種の方が二十四万八千人、二種が三万一千七百一人、こういう数字になつて、ます。高等文科の易場合は、自動的に

に専修になる方が七万五百十三人、それから自動的に一種になられる方が十九万五千五百八人。これは文部省からいただいたパーセントで人数にしてみたわけですが、こうなりますと、専修を受ける方、文部省の方は大いにそれを受けて専修の資格を取つてほしいということをおつしやつてい るわけですから、これを調べてみると、端数をちよつと除きまして、小学校で二十八万人、中学校で二十四万、高等学校で十九万、七十一万の先生方がともかくいろいろな形態ではあれ専修を受けられることの対象者ですね。大変なもので ね。これはそれをどう消化するのか。

今お話をありましたように、多少はふやされると いう計画もおありだと伺つたわけですけれど

ではありません。今でております兵庫、鳴門、上越、それぞれ三百人ですね。これをどう消化するのか、とても大学院で消化できるような状態ではないと私は思います。そして、しかも上進という言葉は使わないそうですが、上の免許状を取るためにたくさんの方たちが希望されると思いますよ。そうすると、認定講習あるいは公開講座あるいは通信教育などというが考えられると思いますが、この法律ができたときに、例えば認定講習をどういうふうに処理するのか、そういう条件がおありなのか、あるいはその基礎資料を持つてこれを計画的に解消していく計画があるのか、これを示していただきたい。

○倉地政府委員 御指摘のよう、今高等学校につきましては専修免許状取得可能な大学院として二百大学院、二万七千名程度の入学定員があるわけでございます。中学校についても若干それに近いようなことになりますけれども、小学校以下については御指摘のよう非常に大学院の数も少な

皆さん希望しておられるわけですね。そして、法律はできる。今私が言いました専修だけでも七十万の方、いろいろな形でその七十万の方、教職を受けたいという方もおいでになるでしょうし、あるいは数学なら数学を受けたい、千差万別ですよ。この法律がてきて、これは処理できますか。その処理の計画すらなくてなんでこんな法律ができるのですか。法律ができた後で考えるというのでしょうか。この処理をどうするのですか。大学は今そんな能力を持つていますか。

今度七十万というのは専修ですよ。今までの認定講習と違いますよ。それだけの高いものを皆さんは要求されて、そして専修については単位数もふやして高度なものを作ると一方ではおつしやりながら、このたくさんのお先生方を大学では処理できない、認定講習をやる、その認定講習の計画もないというようなことで法律が通せますか。私たちちは絶対そんなことを承知しませんよ。どうですか。

○倉地政府委員 先生は専修免許状のところでおいうふうに申し述べておられるわけでございまが、私どもが努力義務を課してぜひ一種の免許状を取つていただきたいと申し上げているのは二種の免許状をお持ちの方でございますし、二種の方々につきましては、いろいろ先ほどから議論になつておりますように、いろいろな三者の努力などというものをを通じまして認定講習などを設けまして、これについては銃薬単位を取りいただくよう努力してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

専修免許状といいますのは、先ほど申し上げておりますように、これは大学院の修士課程レベルの単位をお取りいただくことが条件でございまして、大変高度な免許状になるわけでございます。もちろん一種の方がこの免許状をお取りいただくよういろいろ研修いただくことは私どもも大変結構なことだと思つておりますし、それについてできる限りの努力はしてまいりたいと思い

ますけれども、先生御指摘のように、二十八万人の方々が一齊に計画的に全部お取りいたくといふようなことは事実上なかなか困難なことでござりますので、私どもとしてもでき得る限りの努力を続けてまいりたいというのが現状であると思う次第でございます。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○山原委員 専修の場合も、この大臣の趣旨説明の中にも「現職の教員が修士課程等において研修することを促進し、」というふうに出ておりますし、また大臣の御答弁の中でも、現職研修を「層別的に奨励するもの、こういうふうにお答えになつておられるわけですからね。こういう制度をつくりました、そして「層専門性を高め、資質能力を高め、資質能力にも問題があるのです。資質なんというのは勉強したからといって教員の資質が必ずしも上がるというものではありません。大学の先生が小学校の先徒を教えることだってそうできないのです。学歴を幾ら積んだって資質なんというものはそう簡単に変わるものではないのです。

それはきょうは言う時間がありませんが、ともかくこの三種類をつくって、皆さん勉強していくべき、研修していくべき、それを奨励するのですと言つておきながら、法律はできたわ、さあどこへ行く。私はそれも出してもらいたいと思う、この採決が行われるまでに。それすらなしに文部省がこんな法律を出してくること自体今までの文部省らしくないですよ。文部省は、少なくとも法律ができたらそれに対してどういうふうなプロセスで進んでいくかというイメージぐらいは示すのが任務でしよう。何がどうなるかだれもわからぬ。この七十万近い専修を受ける方、二種から一種だってそうですよ、そう簡単じゃないですよ。この先生方を、認定講習なら認定講習でどういうふうに高めていく仕事をなさるのか。それぐらいの計画なしにこんな法律ができたら、これはもう一体どうしていいのか。

しかも、もう時間がありませんから次を申し上

げますが、一種免許取得者が専修免許を取得したいという場合、すべての希望者に単位修得の機会が保障されるかという問題が出てきます。

そうすると、先日、鳴嶋委員が質問されました

が、「単位を取るのは、本人の希望があれば受けれる機会を与えるのか、あるいは試験による選抜でいるのか、授与権者の裁量で決めるのか、いずれ

か。」こういう質問に対しまして、助成局長は、「具體的に講習を受けられる時期にも関連すると思いま

ますけれども、その学校の実情その他のことを勘

案いたしまして監督権者の方が許可するというこ

とになるのではないかというふうに考える次第でござります。」ということです、これも「考える次第でござります。」ということあります。

許可をするということになつたら、許可の基準はどうですか。例えばAならAの学校で五人の方が専修へ行きたいと言つたとき、だれが選ぶのでしょうか。だれが許可するのですか。監督権者という

から市町村教育委員会のことをおおしゃつている

と思うのですけれども、監督権者が許可をすると

ときには、全部行かすことはできないから順番をつ

けなければならないでしょう。その許可をする場

合の判定の基準はあるのですか。

○倉地政府委員 現在もう既に新教育大学への派

遣などを行なっている次第でございませんけれども、

そうしたときの例を見てみますと、市町村教育委

員会が都道府県教育委員会と協議した上で派遣を

決定することになつております。

その基準といたしましては、積極的な勉学意欲

を有する者、また大学への派遣が学校運営上支障

がなく、かつ有益であることというような基準に

任務でしよう。何がどうなるかだれもわからぬ。

この七十万近い専修を受ける方、二種から一種

だってそうですよ、そう簡単じゃないですよ。こ

の先生方を、認定講習なら認定講習でどういうふ

うに高めていく仕事をなさるのか。それぐらい

の計画なしにこんな法律ができたら、これはもう

一体どうしていいのか。

また、認定講習ということになりますと、現在

の認定講習の例を考えますと、職務専念義務の免

除ということで対処しているわけでござりますか

ら、これにつきましても、学校運営上のことを勘

案しながら職務専念義務の免除という形式によつて認定講習をお受けいただくということになるの

ではないかと考える次第でござります。

○山原委員 局長、今までの経験からお話しに

なつていますけれども、今度法律ができたら随分

変わりますからね。そのことをお考えになつてお

かないで、今おつしやつた、例えば兵庫教育大学へ入学をしたいという方がいらっしゃる場合に、

今四つの閑門を通らなければいけませんね。校長

先生の同意が要りますよ、校長の同意なしに私は

勉強してきますなんていつてもやれませんから

ね、校長さんの同意が要る。その次には地方教育

委員会、町の教育委員会の、これは同意とも許可

とも言えましょうが、それが要るのです。それか

ら次は教育事務所が要るのです。そして県の教育

委員会。四つの閑門をくぐるんですよ。

その間に、今まででは人数も少ないし、それでよ

かつたかもしませんけれども、今度は皆さんは

専修を受けることを奨励するというのですから、

みんな先生は私は早く受けたい、早く行つて専

修の資格を取りたいなどという競争の中に追い込

まれていくわけです。

そうしますと、そのときにどういうことが起こ

るかという、これは全部行かせるわけにいかな

いから、今までよりももつともっと厳しい選考基

準が出てくるわけですよ。おまえさんはぐあいが

悪いとか、おまえさんはなかなかよくやつていて

からよろしいとかいう閑所をくぐつていかなければ

ならない。しかも、その許可をするということに

なつてきますと、この免許法をつくりまして専

修、一種、二種となつたけれども、人事には関係

ないといつたって、やはり人事政策と結びついて

いくんです。おまえさんは行きたいと言つている

が、だめだ。中には、おまえさん考え方が悪い、

教育委員会に対して盾を突くというようなことを

人事政策というのは出てくるわけですね。そう

しますと、この免許法が通りました後に、そういう

人事上の問題までこれに入つてくる可能性が濃

厚ですよ。

私は、そういう点から考えましたら、給与の問題についても先ほど質問しまして、依然として私はおなかは張つていませんけれども、人事の問題だつて関係がないとは言えませんね、しかもあなたは許可するというんですから。許可するといふことになつたらこれは大変ですよ。許可するのですか。どこが許可するのですか。監督権者というのは市町村教育委員会と理解してよろしいですか。

○倉地政府委員 職務専念義務の免除ということになると、服務監督権者の権限に属するわけでござりますし、また、派遣については、出張という形をとりますれば、やはりそれは服務監督権者の権限ということになるわけでござります。ただ、それが許可するということになるわけでござります。

その場合におきましても、特に派遣の方につきましても、都道府県教育委員会と協議の上そういうことを行つて、現在運用している次第でござります。

○山原委員 人事の問題に関しまして、大学院修了者は教員採用に際して優先的に選考されま

すか。誘致という言葉を使いになりましたね。

それが教員採用に際して優先的な選考をされることを行つて、現在運用している次第でござります。

○倉地政府委員 人事の問題は、私の学校へ来てもらいたい、私の町へ来てもらいたいということになりま

す。誘致という言葉を使いになりましたね。

誘致をするということは、私の学校へ来てもらいたい、おまえさんははいといふことになりますが、これがどう

なりはしないかという疑問ですが、これはどう

でしようか。

○山原委員 現在、既に高等学校について一級免許状をお持ちの方と二級免許状をお持ちの方

がおられるわけでござりますけれども、その採用

試験におきましては、免許状によつてどちらを優

先的に採用するかということを事実上行つていい

というものが実情であるというふうに承つて

います。

○倉地政府委員 誘致するということはどういうことですか。

○山原委員 これは個々の学校へ誘致とかそ

ういうことではございませんで、教育界全体とし

て見た場合に、そういう大学院等でいろいろ研究された方々が入つておいでになることが多くなるという点をとらえて誘致というふうに申し上げている次第でございます。

○山原委員 もう時間がなくなつてしまりましたが、もう幾つか問題点を持つております。一つは、免許状のないわゆる非常勤講師制度ですね。これはいわゆる免許法の二十二条に抵触しないかといふ問題です。これを一言伺つておきたいのです。

二十二条は「第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しないのにかかわらず、これを教育職員に任命し、若しくは雇用し、又は教育職員となつた者は、十万円以下の罰金」という罰則が入っています。これとの整合性はどうなのかといふことが第一点です。

それからもう一つは、この特別免許状の場合、これは教育委員会が推薦をして、その者について教員検定試験を行つて、そして採用を行うわけですね。こういう格好になつています。推薦、試験、採用、こうしたことになりますと、一つの機関が推薦をし、試験をやり、合否判定をして採用するかしないかを決めるということになりますと、これは大変恣意的なものが動くのではないかという疑問がわくが、これに対してもお答えをいただきたいたいのです。

私の質問はそれで終わりますけれども、特にこの際申し上げておきたいことは、一つは、先ほどお給与上の問題はもうちょっと明確にしていただきたい。皆さんのお答えを総合しますと、この三種類の免許について、法律ができた後において給与上の差が出てくるということを想定せざるを得ない御答弁になつております。これが第一点。これを明確にしてもらいたい。

二つ目は、いわゆる認定講習についての指針あるいは計画を示していただきたい。これは本委員会のこの問題についての質疑が終わるまでにぜひ提出をしていただきたい。このことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○倉地政府委員 二十二条の規定でございますけれども、これは三条の規定に違反してということを有することができますが、三条の規定の中には相当免許状でござりますから、三条の規定に違反するといふことにはならない次第でございます。

それから特別免許状の件でございますけれども、先生は小中学校の義務教育関係の教員のこと

を念頭に置いてのお話ではないかと思う次第でございますが、その義務教育関係の方を念頭に置かれたいたしましても、教育職員検定の合格をしようという場合には、学識経験者の意見を聞かなければならぬということにしてある次第でございます。いまして、そういう方々の御意見を聞くことによって公平性を維持しようというふうに考えていいる次第でございます。

○山原委員長 午後三時四十八分散会

○中村委員長 次回は、来る四日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。